

半 期 報 告 書

(第99期中) 自 平成20年 2 月 1 日
至 平成20年 7 月 31 日

株式会社 東京ドーム

(E04605)

第99期中（自平成20年2月1日 至平成20年7月31日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 東京ドーム

目 次

	頁
第99期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	8
4 【経営上の重要な契約等】	26
5 【研究開発活動】	26
第3 【設備の状況】	27
1 【主要な設備の状況】	27
2 【設備の新設、除却等の計画】	27
第4 【提出会社の状況】	28
1 【株式等の状況】	28
2 【株価の推移】	31
3 【役員の状況】	31
第5 【経理の状況】	32
1 【中間連結財務諸表等】	33
2 【中間財務諸表等】	74
第6 【提出会社の参考情報】	98
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	99
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年10月20日

【中間会計期間】 第99期中(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

【会社名】 株式会社東京ドーム

【英訳名】 TOKYO DOME CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 有 厚

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽1丁目3番61号

【電話番号】 03(3811)2111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 田 中 雅 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽1丁目3番61号

【電話番号】 03(3811)2111

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 田 中 雅 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第97期中	第98期中	第99期中	第97期	第98期
会計期間	自 平成18年 2月 1日 至 平成18年 7月31日	自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日	自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日	自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日	自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日
売上高 (百万円)	49,122	44,829	43,577	96,751	87,729
経常利益 (百万円)	3,249	6,588	6,683	9,255	12,060
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (百万円)	△97,103	6,411	6,217	△86,659	7,811
純資産額 (百万円)	36,826	49,169	52,765	43,245	47,072
総資産額 (百万円)	445,262	334,095	322,684	345,968	319,841
1株当たり純資産額 (円)	197.40	262.24	277.62	231.86	248.24
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間(当期) 純損失(△) (円)	△521.29	34.27	32.78	△464.89	41.57
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.3	14.7	16.4	12.5	14.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,386	5,011	5,418	28,454	15,853
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	899	4,271	△4,751	50,523	1,575
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,645	△15,434	△1,562	△86,164	△23,656
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	13,784	12,995	12,022	18,958	12,918
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	1,903 [1,706]	1,867 [1,504]	1,753 [1,341]	1,844 [1,595]	1,709 [1,467]

(注) 1 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税)は含まれておりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、第98期中、第99期中及び第98期は潜在株式が存在しないため、また第97期中及び第97期は中間(当期)純損失計上であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第97期中	第98期中	第99期中	第97期	第98期
会計期間	自 平成18年 2月 1日 至 平成18年 7月31日	自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日	自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日	自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日	自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日
売上高 (百万円)	30,931	29,959	30,129	60,657	58,519
経常利益 (百万円)	4,721	4,534	4,539	8,106	7,584
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (百万円)	△78,787	4,295	4,107	△71,951	4,417
資本金 (百万円)	32,867	2,038	2,038	32,867	2,038
発行済株式総数 (株)	191,714,840	191,714,840	191,714,840	191,714,840	191,714,840
純資産額 (百万円)	52,336	59,104	58,511	55,744	54,946
総資産額 (百万円)	405,837	333,260	322,685	342,831	320,883
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	3.00
自己資本比率 (%)	12.9	17.7	18.1	16.3	17.1
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	795 [796]	786 [760]	793 [608]	781 [741]	793 [751]

(注) 1 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税)は含まれておりません。

- 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年 7月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
レジャー事業	1,273 (1,155)
流通事業	179 (124)
その他の事業	120 (41)
全社(共通)	181 (21)
合計	1,753 (1,341)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、臨時従業員の平均雇用人員で外書であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年 7月31日現在

従業員数(名)	793 (608)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、臨時従業員の平均雇用人員で外書であります。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、原油や原材料価格の高騰、円高の進行などにより、ゆるやかな回復基調にあった景気にかげりが見られ始め、先行きへの不透明感の強い状況で推移いたしました。そのような状況の中で個人の所得と消費は伸び悩んでおり、レジャーサービス業におきましては、依然、厳しい事業環境が続いております。

このような情勢下にあります、当社グループは、平成20年2月から平成23年1月までを対象期間とする新3ヶ年中期経営計画「Scale-up」を策定し、売上・利益・資本等の規模の拡大を図る基盤を構築し、企業価値の向上と、それを可能とする持続的な優位性の確立を成し遂げ、「配当の安定継続」、「格付けの向上」、そして「時価総額の増大」の実現を目指しております。これらの目標達成のために次の3つの経営課題を設定し、計画の達成に向けて取り組んでおります。

『財務基盤の強化』では、「有利子負債の削減」と「収益性の向上」を追求し、経営資源の「選択と集中」を進めて、安定した収益基盤を構築するとともに、期間利益の積み上げにより株主資本を充実させ、財務体質の強化を図って参ります。

『成長へのイノベーション』では、当社グループの最大の収益源である東京ドームシティのエンタテインメント性の拡充を図り、より魅力のある街とし、さらに持続的な成長へ向けてイノベーションを追求することにより、グループの事業価値の増大を図って参ります。

『社会的責任の追求』では、企業の社会的責任(CSR)の観点から、誠実で責任ある企業活動を推進し、ステークホルダーとのコミュニケーションを通して経営の健全性・透明性を高め、社会的信頼の向上並びに地域社会との共生に努めることにより、企業価値の向上を図って参ります。

当中間連結会計期間の業績といたしましては、前連結会計年度におけるゴルフ・リゾート事業からの撤退による減収の影響などはあったものの、東京ドームシティでは、東京ドームの4年ぶりのメジャーリーグ(MLB)開幕戦や音楽イベントの増加、さらにミーツポートの開業などが寄与し、堅調に推移致しました。

以上の結果、売上高は435億7千7百万円(前年同期比2.8%減)となりましたが、売上原価も減少し、営業利益では69億3千9百万円(前年同期比0.4%増)、経常利益は66億8千3百万円(前年同期比1.4%増)となりました。なお、中間純利益は、資産売却益などの特別利益の減少により62億1千7百万円(前年同期比3.0%減)となりました。

事業の種類別セグメント(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の業績は、以下の通りであります。

<レジャー事業>

(東京ドームシティ事業)

開業20周年を迎えた東京ドームは、シーズンの日程により巨人戦が3試合増え、メジャーリーグ開幕戦およびプレシーズンマッチが計6試合開催された他、音楽イベントが7日増加したことなどにより、売上は前中間連結会計期間を上回りました。

ラクーアは開業5周年を迎え、スパ部門のリニューアルとテナント部門の店舗の入れ替え、および改装を実施いたしました。それにより、前中間連結会計期間の入館者数を上回ったスパ部門とテナント部門が増収となりましたが、フィットネスクラブは会員数の減少により、減収となりました。

東京ドームシティアトラクションズは、新アトラクション「ライラの冒険」のオープンなどにより順調に推移したものの、来春リニューアルオープンを予定しております再開中の屋内遊園地「ジオポリス」の休業により乗り物の利用収入が減少し、売上は前中間連結会計期間を下回りました。

主に場外馬券発売場として賃貸している黄色いビルでは、「ウインズ後樂園」（日本中央競馬会）の前中間連結会計期間における賃料改定および「オフト後樂園」（特別区競馬組合）の歩合賃料の減少で、売上は前中間連結会計期間を下回りました。

東京ドームシティ内の飲食店・売店は、東京ドームのMLB関連および音楽イベントグッズの売上などが大きく寄与し、増収となりました。

3月に新しくオープンしましたミーツポートは、「JCBホール」の稼働の盛況を軸にテナント収入も順調に推移しております。

(ホテル事業)

東京ドームホテルでは、景気後退の影響と思われる宿泊需要の減少の中、宿泊稼働率86.7%と健闘いたしましたが、宿泊部門は減収となりました。婚礼部門は組数が減少しましたが、宴会部門は大型のケータリングの受注もあり増収となりました。また、ホテル全体の売上は、東京ドーム内でのビュッフェ運営の受託収入や、ミーツポートにオープンしたレストランの新規売上などが寄与し、前中間連結会計期間を上回りました。

熱海後樂園ホテルでは、大手旅行代理店に対する積極的なセールス活動やインターネット予約の好調などにより、タワー館、みさき館でそれぞれ宿泊客数の月間新記録を樹立するなど、宿泊部門が順調に推移しました。また、飲食・売店部門、日帰り部門も好成績をおさめ、ホテル全体でも増収となりました。

札幌後樂園ホテルは、道内の観光需要の足踏み状態が続く中、宿泊部門は開業20周年の改装期間中における販売客室数の減少による影響などで減収となり、婚礼部門、飲食・売店部門の収入も伸び悩み、ホテル全体の売上は前中間連結会計期間を下回りました。

(その他のレジャー事業)

松戸公産(株)の松戸競輪場事業では、場外発売の開催数が増えた一方で、本場の開催数が減少し、ビッグレースがなかったこともあり、運営受託収入、賃貸収入とも前中間連結会計期間を下回りました。

以上の結果、レジャー事業全体での売上高は371億9千3百万円(前年同期比3.0%減)、営業利益は86億3千3百万円(前年同期比1.9%減)となりました。

<流通事業>

化粧品を中心に各種雑貨を取り扱う「ショップイン」は、当中間連結会計期間において淀屋橋店の移転とラクーア店の改装をおこないました。前連結会計年度における不採算店舗の退店、および移転・改装休業などの影響により売上は前中間連結会計期間を下回りましたが、既存店は概ね順調に推移しております。

以上の結果、売上高は39億9千6百万円(前年同期比0.6%減)、営業利益は2億8百万円(前年同期比32.1%増)となりました。

<その他の事業>

㈱後樂園総合サービスのビル管理業におきましては、ミーツポートオープンによる新規受託収入の寄与などで売上は前中間連結会計期間を上回りました。また、松戸公産㈱による不動産賃貸事業およびリース事業は安定的に推移しております。一方、東和工建㈱の立体駐車場建設事業は受注減と工期のずれなどにより減収となり、駐車場収入も前中間連結会計期間を下回りました。

以上の結果、売上高は53億3千8百万円(前年同期比0.6%減)、営業利益は5億3千1百万円(前年同期比12.6%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、新3ヶ年中期経営計画「Scale-up」の目標である『財務基盤の強化』のため有利子負債の削減を進めた結果、前連結会計年度末に比べ8億9千5百万円(6.9%)減少し、120億2千2百万円となりました。

項目	前中間連結会計期間 (平19. 2. 1~平19. 7. 31) (百万円)	当中間連結会計期間 (平20. 2. 1~平20. 7. 31) (百万円)	比較増減 (百万円)	前連結会計年度 (平19. 2. 1~平20. 1. 31) (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,011	5,418	406	15,853
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,271	△4,751	△9,023	1,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,434	△1,562	13,871	△23,656
現金及び現金同等物の減少額	△6,150	△895	5,254	△6,227
現金及び現金同等物の期首残高	18,958	12,918	△6,039	18,958
連結範囲変更による現金及び現金同等物の増加額	188	—	△188	188
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	12,995	12,022	△973	12,918

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間におけるゴルフ・リゾート事業からの撤退による減収はあったものの利息や法人税等の支払額の減少等により、54億1千8百万円となり、前中間連結会計期間比4億6百万円(8.1%)の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、ミーツポートの設備投資に伴う有形無形固定資産の取得による支出の増加等により、△47億5千1百万円となり、前中間連結会計期間比90億2千3百万円の減少となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の削減を進めた結果、△15億6千2百万円となりました。なお、前中間連結会計期間比138億7千1百万円の増加は、上記設備投資に係る資金調達等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社及び当社の関係会社においては、レジャー事業、流通事業、その他の事業の3事業を行っており、生産及び受注について該当事項はありません。

(1) 販売の状況

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	前中間連結会計期間 (平19. 2. 1～平19. 7. 31) (百万円)	当中間連結会計期間 (平20. 2. 1～平20. 7. 31) (百万円)	前年同期比(%)	前連結会計年度 (平19. 2. 1～平20. 1. 31) (百万円)
レジャー事業	38,351	37,193	△3.0	74,713
流通事業	4,020	3,996	△0.6	8,107
その他の事業	5,370	5,338	△0.6	10,714
(セグメント間の内部売上高 又は振替高)	(2,913)	(2,951)	—	(5,806)
合計	44,829	43,577	△2.8	87,729

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(対処すべき課題)

第98期 有価証券報告書(平成20年4月28日開示)により開示を行った内容から重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(株式会社の支配に関する基本方針)

(1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの経営の基本理念および企業価値とその源泉、ならびに当社グループを支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

もとより当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社である以上、買取者に対して株式を売却するか否かの判断や、買取者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等が当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社取締役会や株主の皆様に対して当該大規模買付行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるものなど、当社グループの企業価値および株主共同の利益に合わないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる場合には、

①株主の皆様から適切なお判断をいただくために、適時、適切に適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、大規模買付者から提供された大規模買付に関する情報、当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、代替案および大規模買付者との交渉内容、その他、株主および投資家の皆様の判断に有益な情報等を開示すること、

②株主の皆様が当該大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、

が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であり、株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 当社グループの企業価値の源泉および基本方針の実現のための取り組み

① 当社グループの企業価値の源泉について

(ア) プロ野球の発展とともに

当社は、昭和11年12月25日に設立され、翌12年9月にはプロ野球専用球場として「後樂園球場」を東京・水道橋に完成し、事業の第一歩を記しました。その後、野球が国民的スポーツとして隆盛を誇る中、当社は、読売巨人軍と日本ハムファイターズの本拠地である「後樂園球場」の設備を充実し、野球観戦のお客様へのサービス向上に心がけてまいりました。そして、昭和63年には我が国初の屋根付き球場である「東京ドーム」を完成し、野球観戦を一層快適な娯楽にするなど、野球を更なる発展に導く一端を担わせていただいております。

(イ) 東京ドームシティの開発

当社は昭和30年に東京・水道橋に「後樂園ゆうえんち」を開業いたしました。ジェットコースターなど当時最新の遊戯機器を導入した「後樂園ゆうえんち」は以後、「東京ドームシティアトラクションズ」と名称を変えた現在まで、常に最新のアトラクションを導入し、大勢のお客様にご利用いただいております。更に、30年以上に及ぶ「ヒーローショー」や、夜の遊園地営業の先駆けとなった「ルナ・パーク」の様な多彩な催事を開催し、我が国随一の都市型遊園地として、お客様へ夢と楽しさを提供しております。

平成12年には都内屈指の客室数を誇る「東京ドームホテル」を開業いたしました。また、平成15年に開業した「ラクーア」は、都心の温泉ブームの火付け役となりました。本年、平成20年には、多目的ホール・飲食・緑を融合した新施設「ミーツポート」を開場いたしました。

当社グループは、本社地区(東京・水道橋)一帯を「東京ドームシティ」と名付け、上記のように、限られた経営資源を集中的に投入して一層有効に活用し、各種のレジャーを集約して相乗効果を発揮させることを目指してまいりました。お蔭をもちまして「東京ドームシティ」は今や日本のランドマークの一つに発展いたしました。当社は今後も東京ドームシティの開発に尽力し、多彩な経営施策の展開により、レジャー産業のリーディング・カンパニーとして、「豊かな社会」の実現に貢献することを目指してまいります。

(ウ)憩いの空間…ホテル事業等

当社グループは、ホテル事業を通じてお客様に「憩い」をコンセプトとするサービスを提供しております。

前述の「東京ドームホテル」に加え、「熱海後樂園ホテル」は開業40年を超え、その立地と伝統に支えられるとともに、絶え間なく設備の更新を行うことにより、お客様にご好評をいただいております。また、札幌の名所・大通公園に面し、観光のお客様ならびに地元のお客様にご愛顧いただいております「札幌後樂園ホテル」は、本年、平成20年に開業20周年を迎えます。

(エ)エキサイティング空間の創造

当社グループは「エキサイティング」な空間のプロデュースを行っております。

ボクシングやプロレスリングなどの格闘技イベントが多数開催される「後樂園ホール」では、これまでに幾つもの伝説的な名勝負が行われ、今や「格闘技の聖地」として広く認知されております。また、日本中央競馬会の場外発売所として日本最大の「ウインズ後樂園」、および南関東公営4競馬の場外発売所たる「オフト後樂園」、また、平成16年に完全子会社となった松戸公産株式会社所有の「松戸競輪場」には、多くのお客様にご来場いただいております。

(オ)文化の創造・発展への寄与

「東京ドーム」では、国内外の有名アーティストによるコンサートが多数開催されております。また、「テーブルウェア・フェスティバル」、「東京国際キルトフェスティバル」などの自主イベントを企画・開催し、ご好評をいただいております。当社グループは、これら数々の催事を通じて、多くのお客様に洗練されたエンタテインメントを提供し、文化の創造、発展に寄与してきたものと自負しております。

(カ)安全対策と公共的使命

「東京ドームシティ」を訪れるお客様は現在、年間3,000万人を超えております。ご来場されたお客様の安全の維持は、企業価値の維持、向上のために不可欠であります。当社は、長年培ったノウハウならびに細心の注意を払うことにより、安全の維持に努めております。

また、「東京ドームシティ」は、「東京都震災対策条例」に基づき、東京都から、大地震に伴う大規模な市街地火災等に際し、住民が避難するための「広域避難場所」に指定されております。当社はこうした公共的な役割を担っていることを認識し、平時の安全維持のノウハウを、不時の災害が生じた時には市民の安全確保に活かす所存であります。

(キ)開発に対する規制と長期計画の必要性

「東京ドームシティ」はそのほぼ全域が、都市計画法に基づき東京都より都市計画公園区域に指定されております。そのため、指定区域内の建築物、施設および事業内容は東京都の許認可事項とされております。建築物等の建築にあたりましては、施設の種類、施設の建築面積(建蔽率)、緑化面積の確保などの規制(制限)を受けております。

このような法令等の制限のもとで、当社グループの中心である「東京ドームシティ」が更に発展していくためには、長年にわたり築いてまいりました行政との信頼関係のもとに、常に適切な先行投資が必要であります。

加えて、この投資が一定の時間差をおいて収益化され、企業価値の増大に結びつくという性格を内在していることから、当社の経営にとっては継続性を重視した長期の投資計画や開発計画が不可欠であり、企画・開発体制の充実化を図っております。

(ク)まとめ…レジャー産業のリーディング・カンパニー

当社グループは、「人とひととのふれあいを通してお客様と『感動』を共有し、豊かな社会の実現に貢献」することを企業目的としております。当社グループの企業価値はいずれも、長年にわたり築き上げてきたノウハウと信頼、それに基づく様々なステークホルダーとの良好かつ密接な関係がその源泉となって形成されております。

当社が企業価値を維持・向上させるためには、これまでと同様にレジャー産業のリーディング・カンパニーであり続けるとともに、「東京ドームシティ」が、文化の創造、発信基地であり続ける必要があります。

そのためには、経営の継続性が求められ、長期的な展望に立ち、行政とも協議しつつ、安全や防災の観点から継続性のある経営施策を講ずることが不可欠であります。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

(ア) 中期経営計画

当社は、平成20年度から平成22年度までの3年間を計画期間とする新3ヶ年中期経営計画「Scale-up」をスタートいたしました。当計画では「財務基盤の強化」、「成長へのイノベーション」、「社会的責任の追求」という3つの経営課題を掲げております。

「財務基盤の強化」では、「有利子負債の削減」と「収益性の向上」を追求し、経営資源の「選択と集中」を進めて、安定した収益基盤を構築するとともに、期間利益の積み上げにより株主資本を充実させ、財務体質の強化を図って参ります。

「成長へのイノベーション」では、当社グループの最大の収益源である「東京ドームシティ」のエンタテインメント性の拡充を図り、より魅力のある街とし、さらに持続的な成長へ向けてイノベーションを追求することにより、グループの事業価値の増大を図って参ります。

「社会的責任の追求」では、企業の社会的責任(CSR)の観点から、誠実で責任ある企業活動を推進し、ステークホルダーとのコミュニケーションを通して経営の健全性・透明性を高め、社会的信頼の向上ならびに地域社会との共生に努めることにより、企業価値の向上を図って参ります。

これらの経営課題を達成し、当社グループが一丸となって「Scale(売上、利益、資本等の規模)の拡大を図り、企業価値の向上と、それを可能にする持続的な優位性の構築を成し遂げ、「配当の安定継続」「格付けの向上」「時価総額の増大」の実現を目指します。

当社はこの計画を着実に達成することが、当社の企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益の安定的かつ継続的な維持・向上につながるものと考えております。

(イ) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の整備

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実により、企業グループ全体の経営の透明性、健全性、効率性を高めていくことが持続的な企業価値向上のために不可欠であり、重要な経営課題ととらえております。

当社は基本的な仕組みとして監査役制度を採用することにより、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を中心とした経営監視の体制を構築しております。平成14年4月から取締役数の削減と執行役員制度の導入により、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を図って参りました。また、経営の透明性、健全性を確保するため、社外取締役ならびに社外監査役をそれぞれ3名選任しております。

平成18年7月には「内部統制システム構築の基本方針」について取締役会で決議し、同年12月にはリスク管理委員会を設置して、コンプライアンス委員会とともに内部統制システムの両輪として整備を図りました。

さらに、取締役の経営責任を一層明確化し、経営環境の変化に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮する議案を平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会に提出し、承認可決されております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において、大規模買付行為に対する対抗措置発動のためのルール(以下「本ルール」といいます)の導入に関する議案が承認可決され、その直後の取締役会にて本ルールの導入を決議し、当該株主総会の日より本ルールが発効されております。

本ルールの詳細は下記のとおりです。

I. 本ルールの内容

1. 本ルールの概要

(1) 本ルールの目的

本ルールは、当社取締役会の事前の同意を得ることなく、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対し、その者が大規模買付行為を行う前にその遵守すべき手続を定めています。

大規模買付行為またはその提案が行われた場合には、当社取締役会は、必要かつ十分な時間を確保して大規模買付者と交渉し、大規模買付者の提案する提案内容を検証・評価・検討した後、買付情報および当社代替案等を株主および投資家の皆様に開示いたします。

株主および投資家の皆様は、この開示された情報に基づき、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響をご判断いただき、いずれの提案が当社の企業価値・株主共同の利益・向上に結びつくかを、株主総会において直接の意思表示をいただくこととなります。

そして、大規模買付行為が後出の「3. 本ルールの発動に係る手続」に記載する要件に該当する場合には、当社は、当社の企業価値および当社株主全体の利益を守るため、原則として当社株主総会の決議に基づき、次のような対抗措置を発動します。

(2) 対抗措置の内容

このような場合に当社が講ずる対抗措置とは、i)非適格者以外の株主様は当社取締役会が別途定める一定の日に新株予約権1個と引き換えに普通株式1株を取得できるが、ii)非適格者はかかる新株予約権の行使ができない旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社取締役会が別途定める新株予約権の割当期日における株主の皆様に対して無償で割り当てる措置をいいます(割り当てられる新株予約権の詳細につきましては資料2をご参照下さい)。

2. 本ルールの導入に係る手続等

(1) 定時株主総会における導入

平成20年2月21日開催の当社取締役会の決議に従い、平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会の普通決議事項として本ルールを議案とし、株主の皆様から原案通りのご承認をいただきましたので、当該定時株主総会直後に開催いたしました当社取締役会において本ルールの導入を決議いたしました。

(2) 独立委員会の設置

当社は、対抗措置発動における当社取締役会の恣意的な判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます)を設置します(独立委員会の概要については資料3をご参照下さい)。当該独立委員会の役割は、後述のIの3(4)に記載のとおりであり、本ルールの導入当初における独立委員会の各委員の氏名および略歴は資料4のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

3. 本ルールの発動に係る手続

(1) 大規模買付行為に関する情報提供の要求

① 意向表明書の提出

大規模買付者には、次の手順で、当社取締役会に対して、当社株主および投資家の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、本ルールに従う旨の当社所定の書式の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、本ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

なお、意向表明書をはじめ大規模買付者から当社にご提供いただく書面は全て日本語にて表記していただきます。

② 大規模買付情報の提供等

1) 大規模買付情報の提供

当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリスト(後記③参照)を大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストを受領後、原則として5営業日以内に大規模買付情報を当社取締役会に提供していただきます。

2) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、提供していただいた意向表明書および大規模買付情報を直ちに独立委員会に提出し、当該大規模買付行為に同意して対抗措置を発動しないこととするか、あるいは同意しないで対抗措置を発動すべきかなどについて勧告を求める諮問をいたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を待つまでもなく、当該大規模買付行為に同意すべきであると判断した場合には、独立委員会に意向表明書および大規模買付情報を提供せずに当該大規模買付行為に同意することができるものとします。

大規模買付行為に同意した場合は、当社取締役会は、その旨を大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対してその旨を開示します。

3) 追加情報の提供要求

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、その旨を当社取締役会が大規模買付者に通知し、大規模買付者は当該通知受領後、原則として5営業日以内に追加的に情報を提供していただくことがあります。かかる追加情報の提供要求は、当社取締役会および独立委員会が十分な大規模買付情報が得られたと判断するまで同様とします。

4) 大規模買付情報提供の完了ならびに提供情報の変更

i) 当社は、大規模買付行為の提案があった事実、および当社取締役会に提供された意向表明書、大規模買付情報ならびに当社取締役会および独立委員会が十分に大規模買付情報の提供を受けたと判断した旨を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。

ii) 当社が上記に従って大規模買付者からの情報提供が完了したと判断した旨を開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

そして、提供情報に変更があった旨を開示した場合は、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下「変更前大規模買付行為」といいます)について進めてきた本ルールに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本ルールに基づく手続を改めて適用するものとします。

③ 大規模買付情報の具体的内容

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得ますが、大規模買付情報の項目は以下のとおりとし(各項目の詳細につきましては、資料5をご参照下さい)、当社取締役会は、以下の大規模買付情報の取得に努め、当該情報を株主および投資家の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

- 1) 大規模買付者およびそのグループの概要
- 2) 大規模買付行為の目的、方法
- 3) 大規模買付行為の内容
- 4) 第三者との意思の連絡の有無
- 5) 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯
- 6) 資金関係
- 7) 大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、開発計画、防災計画、顧客その他の安全確保計画、資本政策および配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)。
- 8) 利害関係者の処遇方針
- 9) 反社会的勢力との関連性の有無(直接・間接を問いません)およびこれらに対する対処方針
- 10) その他

(2) 情報開示期間の設定と買付停止等

① 情報開示期間

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から起算して60日間(初日不算入)*1を株主および投資家の皆様に情報を開示するための期間(以下「情報開示期間」といいます)として設定します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者においてやむを得ない事情があると判断した場合、独立委員会に対し、情報開示期間の延長の是非を諮問し、独立委員会が期間延長を勧告した場合は、独立委員会の意見を最大限尊重して、必要な範囲内で情報開示期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします)。

当社取締役会が情報開示期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

*1 この60日間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

② 大規模買付者の買付停止

大規模買付者には、公開買付けか否かにかかわらず、次の各場合に記載する期間、一切の買付行為を停止していただきます。

1) 当社取締役会が当該大規模買付行為に同意する場合

当社がその旨を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示するまでの期間

2) 当社取締役会が当該大規模買付行為に同意しない場合

イ 後述のⅠの4(1)に記載するところに従い、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、当社取締役会が大規模買付者の意向表明書を受領した日から対抗措置の発動を当社が適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示するまでの期間

ロ 後述のⅠの4(2)に記載するところに従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるために株主総会を招集することを決議した場合は、当社取締役会が大規模買付者の意向表明書を受領した日から当該株主総会の終結時までの期間(このロの場合に買付停止を求めるのは、大規模買付前に株主総会を開催し、大規模買付者の買付条件、大規模買付情報、当社取締役会の意見、代替案、独立委員会の意見その他多角的な情報を分析し、検討していただいた上で当該株主総会で株主および投資家の皆様に当該大規模買付の是非を適切に判断していただくためであります)

(3) 情報開示期間中における取締役会の役割と専門家意見の聴取

当社取締役会は、情報開示期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報等に基づき、当社の企業価値および株主および投資家の皆様の共同利益確保・向上の観点から評価、検討、意見の形成、代替案の立案および必要に応じ大規模買付者との交渉を行うものとし、その内容については独立委員会に報告します。

当社取締役会が上記の評価、検討、意見の形成、代替案の立案および大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の意見(以下「取締役会に対する専門家意見」といいます)を求めるものとします。

取締役会に対する専門家意見は株主および投資家の皆様のご判断に資するためのものでありますから、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、後述のⅠの3(5)に記載のとおり株主および投資家の皆様に対して開示します。このため、かかる意見を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

(4) 情報開示期間中における独立委員会の役割

① 情報の検討

独立委員会は、当社取締役会から受領した大規模買付者の意向表明書および大規模買付情報等に基づいて、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、次の措置を講じます。

② 対抗措置発動勧告

独立委員会は、下記の場合には当該大規模買付行為を株主および投資家の皆様の共同利益を害する当社に対する敵対的買付行為とみなし、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

イ 当該大規模買付行為に資料6に記載のイからりまでのいずれかの事情が存することが明らかであり、株主総会の判断を待つまでもなく当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を損なうと判断した場合(以下「明白な濫用ケース」といいます)、または、

ロ 大規模買付者が、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動または不発動に係る当社取締役会の決議(当社取締役会が、大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様判断に委ねるために株主総会を招集することを決議した場合は、当該株主総会の終結まで)を待たずして、買付行為を開始した場合(以下「先行的買付ケース」といいます)

③ 専門家意見の聴取

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の意見(以下「独立委員会に対する専門家意見」といいます)を求めることができるものとします。

独立委員会に対する専門家意見は株主および投資家の皆様のご判断に資するためのものでありますから、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。このため、かかる意見を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

④ 大規模買付行為が撤回された場合

また、独立委員会は、大規模買付行為が撤回された場合その他判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止、当社株主総会招集の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

⑤ 大規模買付行為に対する同意勧告(対抗措置不発動勧告)

独立委員会は、下記の場合には当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に同意すること(対抗措置の不発動)を勧告します。

イ 大規模買付者が本ルールを遵守しており、かつ、

ロ 当社取締役会から受領した大規模買付者の意向表明書および大規模買付情報、当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、意見の形成、代替案の立案および大規模買付者との交渉、取締役会に対する専門家意見などを検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが明らかであると判断した場合

⑥ 株主総会招集勧告

独立委員会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動または中止の判断に至らない場合、独立委員会は、当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様判断に委ねるための株主総会を招集するよう勧告します。

(5) 情報の開示

情報開示期間において、当社取締役会は、適時、適切に適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って以下の情報等を株主および投資家の皆様に対して開示します(但し、独立委員会が営業秘密、個人情報等、開示が不適切であると判断した情報についてはこの限りではありません)。

- 1) 大規模買付者の意見表明および大規模買付情報
- 2) 当社取締役会が当該大規模買付に同意した場合は、その旨
- 3) 当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、代替案および大規模買付者との交渉内容、取締役会に対する専門家意見など
- 4) 独立委員会が当社取締役会に勧告した場合は、その内容
- 5) 独立委員会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響、当社取締役会が提示した代替案に対する意見、当社取締役会が行った大規模買付者との交渉内容に対する意見、独立委員会に対する専門家意見など
- 6) 後述のⅠの4(1)に記載のとおり当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合はその旨
- 7) 後述のⅠの4(2)に記載のとおり当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置を発動すべきか否かにつき株主の皆様の判断に委ねるために株主総会の招集を決議した場合は、その旨
- 8) その他、株主および投資家の皆様の判断に有益な情報

4. 大規模買付行為に対する対抗措置の発動、不発動

(1) 取締役会決議による対抗措置の発動、不発動の決定

当社取締役会は独立委員会の勧告を受けた場合、その勧告の如何によって次のように対抗措置の発動、不発動を決定します。

① 対抗措置の発動

上述のⅠの3(4)②に記載のとおり、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、当該独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を決議し、これを発動します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動が法令上取締役に求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する場合は、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の判断に委ねるために株主総会の招集を決議します。

② 対抗措置の不発動

独立委員会が、当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に同意するよう勧告した場合は、当社取締役会は、当該独立委員会の勧告を最大限尊重して当該大規模買付行為に同意し対抗措置を発動しない旨を決議し、大規模買付者に対し、当該大規模買付行為につき同意する旨を通知するとともに、その旨を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って株主および投資家の皆様に対して開示します。株主および投資家の皆様には、開示された情報を参考にしていただき、大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

但し、当社取締役会は、対抗措置の不発動が法令上取締役に求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する場合は、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の判断に委ねるために株主総会の招集を決議します。

(2) 株主総会決議による対抗措置の発動、不発動の決定

以下に掲げる各場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する敵対的買収行為にあたるか否か、対抗措置を発動するか否かの判断を当社株主総会に委ねることとします。

① 独立委員会による株主総会招集勧告に基づく株主総会の招集

上述のⅠの3(4)⑥に記載したところに従い独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議し、対抗措置を発動するか否かの判断を株主総会の決議に委ねます。

② 当社取締役会が独立委員会の対抗措置発動勧告に従えないと判断した場合における株主総会の招集

上述のⅠの4(1)①に記載のとおり、当社取締役会が、独立委員会の対抗措置発動勧告に従うことについて、法令上取締役に求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する場合は、当社取締役会は、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議し、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会の決議に委ねます。

③ 当社取締役会が独立委員会の対抗措置不発動勧告に従えないと判断した場合における株主総会の招集

上述のⅠの4(1)②に記載のとおり、当社取締役会が、独立委員会の対抗措置不発動勧告に従うことについて、法令上取締役求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する場合、当社取締役会は、後述のⅠの4(2)④に記載のとおりの手続等に従い株主総会の招集を決議し、対抗措置を発動するか否かの判断を株主総会の決議に委ねます。

(注)なお、上記に従って当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合であっても、株主総会が開催されるまでの間において、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存在しなくなった場合、当社取締役会は株主総会を開催せず、または株主総会の開催を中止することがあります。

④ 株主総会の招集手続

株主総会を招集する場合、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集するため基準日設定公告を行い、情報開示期間満了日の翌日から起算して60営業日以内に株主総会を開催いたします。

また、当社取締役会は当該大規模買付に対する取締役会の意見や主張、代替案、独立委員会の意見のほか大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、ご判断の参考とさせていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくことといたします(但し当社取締役会において、株主総会招集通知と同封して発送することが、時間的、またはその大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には当社ホームページ(<http://www.tokyo-dome.jp/>)にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります)。

また、株主総会開催日の概ね30日前の日を経過した後に提供された大規模買付情報については随時、当社ホームページにて開示するとともに、株主総会当日に参考資料として出席株主に配布することといたします。また当社取締役会は株主総会の開催日まで、当社および大規模買付行為者による意見表明、大規模買付提案に対する代替案等を株主および投資家の皆様に正確にご提示するため大規模買付者との交渉を行い、大規模買付情報の収集に努めます。

⑤ 株主総会の議案および決議の方法

当社取締役会は、当該株主総会において、対抗措置の発動に関する議案を上程いたします。

大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、当社株主および投資家の皆様において、ご判断いただきます。

その結果、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって、対抗措置発動に関する議案が承認された場合は、当社取締役会は対抗措置を発動します。

Ⅱ. 株主・投資家に与える影響等

1. 本ルールが株主・投資家に与える影響等

- (1) 本ルールは、当社株主および投資家の皆様に対して、当社株主および投資家の皆様が「大規模買付行為」に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主および投資家の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主および投資家の皆様が十分な情報に基づいて、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。
- (2) 従って、本ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断をなす上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。
また、本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行自体は行われませんので株主および投資家の皆様の1株あたりの株式の価値に希釈化が生じることはありません。
- (3) なお、上述のⅠの3(4)のとおり、独立委員会の勧告内容如何によって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様は、当社が適時・適切に適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って開示する情報にご注意下さい。

2. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

- (1) 当社取締役会が、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として対抗措置を発動する場合あるいは株主総会において対抗措置の発動が株主の皆様により承認された場合、非適格者には行使できない等の条件の付された新株予約権の無償割当が行われることとなります。
- (2) そして、当該対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様(非適格者を除きます)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合、あるいは対抗措置発動の是非を判断するための株主総会の招集を決定した場合には、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

3. 対抗措置発動時(新株予約権の無償割当および新株予約権行使時)に株主および投資家の皆様 において必要となる手続

対抗措置として考えられる新株予約権の無償割当を行った場合の当社株主および投資家の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

(1) 名義書換の手続

新株予約権の無償割当が決議された場合には、当社は、新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主および投資家の皆様に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様には、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。なお、この新株予約権は、株主の皆様に対する新株予約権無償割当の方法(会社法第277条)により発行されますので、新株予約権の申込みの手続は必要ではありません。

なお、一旦、新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、新株予約権の行使期間開始の前日までに新株予約権無償割当を中止し、または新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当該新株予約権無償割当を受けるべき株主様が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(2) 新株予約権行使の手続

① 必要書類の提出と行使価額の払込

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が大規模買付行為者でないこと等を誓約する文言を含むことがあります)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。

また、当社取締役会が別途定める新株予約権の行使期間内に株主の皆様からこれらの必要書類をご提出いただき、新株予約権1個あたり1円を下限として新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所にお振り込みいただければ、株主の皆様に対して原則として1個の新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることになります。

仮に、株主および投資家の皆様が、こうした新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主および投資家の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

② 大規模買付者以外の株主から新株予約権を取得する場合

当社が大規模買付者以外の株主の皆様から新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社普通株式の交付を受けることになります(なお、この場合、株主および投資家の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付者に該当しないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記した書面をご提出いただくことがあります)。

この場合、株主および投資家の皆様においては、当社が新株予約権を取得することにより、当該取得の日に当然に新株予約権の行使はできなくなりますが、新株予約権取得の対価として当社普通株式が交付されるため、株主および投資家の皆様には、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、株主および投資家の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

③ 非適格者である大規模買付者から当社が新株予約権を取得する場合

当社は、原則として、非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得しません。但し、当社取締役会において、当社が非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得することが必要である旨決議された場合には、当社取締役会が認める相当な対価をもって、当該新株予約権を有償取得することができます。

Ⅲ. 本ルールの有効期限、継続および廃止

1. 平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会にて決議され、その直後の取締役会にて導入を決議した本ルールは、同23年4月開催の当社定時株主総会終結時までを有効期間とするものであり、期間満了の時点において、本ルールの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐものといたします。本ルールを維持するか否か、およびこれを維持するとした場合にはその内容について、当社株主の皆様によりご判断いただくこととなります。
2. 平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会において、当社取締役の任期を1年とするための定款変更議案が決議されたことにより、当社取締役の選解任の要件に加重がないことと相俟って、株主の皆様は、当社株主総会(少なくとも年に1回は開催)において普通決議をもって株主様のご意向に従って取締役を選任もしくは解任し、これらの取締役で構成される取締役会決議において本ルールを変更・廃止することができ、株主の皆様の意思が反映されることとなります。
3. 当社取締役会によって本ルールの変更・廃止等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

資料1 用語の定義

本ルールにおいて用いる主な用語の定義は以下のとおりです

1. 「大規模買付行為」とは、当社株主総会における特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付け等もしくは公開買付け(但し、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます)またはそれらの可能性のある行為を意味するものとします。
2. 「大規模買付者」とは、当社株券等の大規模買付行為もしくはその提案を行おうとし、または現に行っている特定株主グループを意味するものとします。
3. 「特定株主グループ」とは、
 - (1) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)または、
 - (2) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。
4. 「議決権割合」とは、
 - (1) 特定株主グループが、上記3(1)に記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます)も計算上考慮されるものとします)または、
 - (2) 特定株主グループが、上記3(2)に記載の場合は、当該大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。
5. 「株券等」とは、(1) 特定株主グループが、上記3(1)に記載の場合は、同法第27条の23第1項に規定する株券等を、または、(2) 特定株主グループが、上記3(2)に記載の場合は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
6. 「買付け等」とは、同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。
7. 「公開買付け」とは、同法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

8. 「非適格者」とは、次の各者をいいます。
- (1) 特定大量保有者、
「特定大量保有者」とは、当社の株券等(上記5参照)の保有者(上記3(1)参照)で、当該株券等に係る株券等保有割合(上記4参照)が20%以上である者をいう。
 - (2) 特定大量保有者の共同保有者、
「共同保有者」とは、同法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(上記3(1)参照)。
 - (3) 特定大量買付者、
「特定大量買付者」とは、公開買付け(上記7参照)によって、当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項の「株券等」をいいます)の買付等(同条項の「買付け等」をいいます)の開始の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含みます)に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者
 - (4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは
 - (5) これら(1)ないし(4)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、
 - (6) これら(1)ないし(5)に該当する者の関連者。

資料2 新株予約権無償割当をする場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会または当社株主総会において定める一定の日(以下「割当期日」という)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。
但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社の最終発行済株式を上限として、当社取締役会または当社株主総会が定める数とする。但し、割当期日において、当社の有する当社株式の数を除く。
4. 新株予約権無償割当の効力発生日
当社取締役会または当社株主総会において別途定める。
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会または当社株主総会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件
 - (1) 非適格者は、新株予約権を行使することができない。
 - (2) 形式的には非適格者に該当する場合であっても、当社取締役会または当社株主総会が新株予約権無償割当決議において、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないとして別途定めた所定の者または当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認めるための条件を定めた場合は、当該条件を全て満たした者は、非適格者に該当しないものとする。
8. 新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間は、当社取締役会または当社株主総会にて、別途定めるものとする。

9. 当社による新株予約権の取得

(1) 非適格者以外の新株予約権者からの取得

当社は当社取締役会または当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、上記7に従って新株予約権を行使できない者が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。

また、かかる取得がなされた日より後に、上記7により新株予約権を行使することができない者以外の者で、新株予約権を保有する者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める一定の日をもって、当該者の保有する新株予約権のうち、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに取得することができるものとし、以後も同様とする。

(2) 非適格者からの取得

当社は、原則として、非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得しない。

但し、当社取締役会において、当社が非適格者である大規模買付者から新株予約権を有償取得することが必要である旨決議された場合には、当社取締役会が認める相当な対価をもって、当該新株予約権を有償取得することができるものとする。

(3) また、当社は上記8に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(4) 以上のほか、当社が本新株予約権の一部を取得することとする時に非適格者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがある。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は新株予約権者の請求がある場合に限り発行する。

11. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成20年2月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

資料3 独立委員会規則の概要

1. (目的)

当社は、大規模買付行為に対する対抗措置発動その他、当社所定「大規模買付行為に対する対抗措置発動のためのルール」に定める事項に関する当社取締役会の恣意的な判断を排するため、独立委員会を設置する。

2. (設置)

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

3. (委員)

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している①当社社外取締役、②当社社外監査役または③社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

4. (委員の任期)

独立委員会委員の任期は、平成20年4月25日開催の第98回定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役あるいは社外監査役であった独立委員会委員が、取締役あるいは監査役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

5. (招集)

各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

6. (決議)

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

7. (基本的権限)

独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置(新株予約権無償割当て)の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものの、当社取締役会が、独立委員会の勧告に従うことについて、法令上取締役求められる義務(忠実義務、善管注意義務を含む)に違反すると判断する場合は、株主総会を招集し、その判断を株主総会の決議に委ねるものとする。

なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ①本ルールの対象となる大規模買付行為に対する対抗措置(新株予約権無償割当ての実施)の発動
- ②本ルールの対象となる大規模買付行為に対する同意(対抗措置の不発動)
- ③本ルールの対象となる大規模買付行為に対する対抗措置の発動あるいは不発動について株主総会の判断に委ねる場合は、当該株主総会の招集
- ④新株予約権の無償割当ての中止
- ⑤新株予約権の無償取得
- ⑥その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

8. (付随的権限)

上記7に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- ①大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
- ②大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ③大規模買付者との交渉・協議
- ④取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
- ⑤情報開示期間(当社取締役会が意向表明書を受領した日から起算して60日間)の延長
- ⑥その他本ルールにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項および当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

9. (取締役会による情報提供等)

当社取締役会は、独立委員会に対し、当社取締役会が大規模買付者から受領した意向表明書および大規模買付情報を交付する。独立委員会は、当初提供してもらった情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合には、自らまたは当社取締役会を通じて、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても適宜回答期限(原則として情報開示期間内とする)を定めた上、大規模買付行為に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

10. (独立委員会への出席要求等)

独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

11. (専門家の助言)

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ること等ができる。

資料4 独立委員会 委員の略歴

森 信博（もり のぶひろ）

[略歴] 昭和20年生まれ

昭和42年4月 株式会社日本勸業銀行入行
平成7年6月 株式会社第一勸業銀行取締役
平成9年5月 同行常務取締役
平成10年5月 同行専務取締役
平成11年4月 同行取締役副頭取
平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取
平成16年4月 東京リース株式会社特別顧問
平成17年4月 当社取締役(現任)
平成17年8月 東京リース株式会社執行役員会長(現任)

児玉 幸治（こだま ゆきはる）

[略歴] 昭和9年生まれ

昭和32年4月 通商産業省入省
昭和60年6月 同省大臣官房長
昭和63年6月 同省産業政策局長
平成元年6月 通商産業事務次官
平成3年6月 同退官
平成4年2月 株式会社日本興業銀行顧問
平成5年6月 商工組合中央金庫理事長
平成13年6月 株式会社商船三井取締役(現任)
平成13年7月 財団法人日本情報処理開発協会会長
平成17年6月 HOYA株式会社取締役(現任)
平成19年4月 当社監査役(現任)
平成19年6月 旭化成株式会社取締役(現任)
平成19年11月 財団法人機械システム振興協会会長(現任)

渋川 満（しぶかわ みつる）

[略歴] 昭和9年生まれ

昭和37年4月 新潟地方裁判所判事補
昭和47年4月 東京地方裁判所判事
平成元年7月 国会裁判官訴追委員会事務局長
平成5年11月 東京高等裁判所判事
平成5年12月 富山地方裁判所長
平成8年3月 名古屋高等裁判所判事部総括
平成11年7月 定年退官
平成11年9月 白鷗大学法学部教授
平成11年11月 弁護士登録(現任)
平成16年4月 白鷗大学法科大学院法務研究科長
平成19年3月 定年退職
平成19年4月 小杉産業株式会社取締役(現任)

資料5 大規模買付情報の概要

1. 大規模買付者およびそのグループの概要
 - 具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容ならびに役員の氏名および略歴等。
 - なお、大規模買付者およびそのグループには、主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません)その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者が含まれます。
2. 大規模買付行為の目的、方法
 - なお、大規模買付行為の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。
3. 大規模買付行為の内容
 - 大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。
4. 第三者との意思の連絡の有無
 - 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます)を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ)の有無および意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容。
5. 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯
 - 算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠を含みます。
6. 資金関係
 - 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け、当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません)を含みます)の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件および資金提供後の誓約事項の有無および内容ならびに関連する具体的取引の内容。
7. 大規模買付行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等(大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)
 - なお、当社事業の特殊性に鑑みて、特に次の計画につきましては具体的に記載して下さい。
 - イ 開発計画
 - 当社の中核的営業場所である東京ドームシティ(東京都文京区後楽1丁目3番61号等所在。以下「東京ドームシティ」という)が都市計画公園区域に指定されていることを前提に、大規模買付行為の完了後に意図されている同所に関する開発計画
 - ロ 防災計画
 - 東京ドームシティが大震災発生時における広域避難場所に指定されていることを前提に、大規模買付行為の完了後に意図されている同所に関する防災計画
 - ハ 顧客その他の安全確保計画
 - 東京ドームシティに年間3,000万人を超える来場者が存在することを前提に、東京ドーム、黄色いビル、青いビル、ラクーア、アトラクションズ、東京ドームホテル、ミーツポート等のそれぞれについて、大規模買付行為の完了後に意図されている日々の営業における顧客その他の安全確保計画
8. 利害関係者の処遇方針
 - 大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針。
9. 反社会的勢力との関連性の有無(直接・間接を問いません)およびこれらに対する対処方針
10. その他
 - 当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会および独立委員会を受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報。

資料6 独立委員会が株主総会の判断を待つまでもなく当該大規模買付行為が
当社株主全体の利益を損なうと判断する場合

- イ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- ロ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ハ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- ニ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ホ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ヘ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主および投資家の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)、等に代表される、構造上株主および投資家の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- ト 大規模買付者による支配権取得により、株主および投資家の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- チ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自身が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- リ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものです。

また、本ルールは、政府指針の定めた三原則を充足するものであります。すなわち、

- ① 本ルールは企業価値および株主共同の利益が明らかに不当に毀損される場合に対抗するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが明白な大規模買付行為には同意するものであること。
- ② 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する影響が明らかでない場合には、株主の皆様にごできるだけ多くの情報を提供し、必要かつ十分な検討時間を確保した上で、対抗措置発動の是非を当社株主総会の決議に委ねること。
- ③ 本ルールでは、対抗措置発動における取締役会の恣意性を排除するために、社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者からなる独立委員会を常置し、対抗措置の発動・不発動・株主総会での判断について勧告を行うものであること。
- ④ 別途上程しております、当社取締役の任期を1年とするための定款変更議案のご承認を条件に、当社株主総会での普通決議による取締役の選解任と取締役会決議を介して本ルールを廃止することができること。などから、企業価値および株主共同の利益に資するものであります。したがって本ルールは基本方針に沿うものであり、当社役員の保身やその不当な利益の保護を目的としたものではないものと判断しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

該当事項はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画中であった設備計画で、当中間連結会計期間において完了したものは、次の通りであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
株東京ドーム	MEETS PORT(ミーツ ポート) (東京都文京区)	レジヤ	複合型商業施設 多目的ホール 庭園	7,752	平成20年3月

(3) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(4) 重要な設備の除却・売却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	396,000,000
計	396,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年 7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年10月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	191,714,840	191,714,840	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	191,714,840	191,714,840	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年 7月31日	—	191,714,840	—	2,038	—	—

(5) 【大株主の状況】

平成20年 7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,633	9.71
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	13,486	7.03
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2丁目2番2号	8,553	4.46
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	6,753	3.52
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町4丁目1番13号	6,686	3.48
資産管理サービス信託銀行 株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,817	2.51
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号	4,661	2.43
MORGAN WHITEFRIARS EQUITY DERIVATIVES	902 MARKET STREET, WILMINGTON, DELAWARE DE 19801 USA	4,499	2.34
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7番3号	4,377	2.28
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	3,610	1.88
計	—	76,077	39.68

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次の通りであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,631千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,480千株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	4,817千株

- 2 フィデリティ投信株式会社から平成18年 9月 7日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成18年 8月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号	3,537	1.84

- 3 株式会社みずほコーポレート銀行及びその共同保有者4社から平成19年 7月23日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成19年 7月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認が出来ませんので、上記の大株主状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	6,753	3.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	3,610	1.88
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	437	0.23
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	1,338	0.70
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田3丁目5番27号	578	0.30
計	—	12,717	6.63

- 4 ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者2社から平成20年 2月 6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年 1月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木6丁目10番1号	1,008	0.53
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LONDON,U.K	6,460	3.37
GOLDMAN SACHS & Co.	85 BROAD STREET, NEW YORK 10004,U.S.A	16	0.01
計	—	7,484	3.90

- 5 バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社及びその共同保有者3社から平成20年 9月 5日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年 8月29日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目1番39号	12,983	6.77
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート400, 米国	4,291	2.24
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1, 英国	2,230	1.16
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	ロンドン市 カナリーワーフ ノース・コロネード5, 英国	204	0.11
計	—	19,709	10.28

- 6 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成20年 9月16日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年 9月 8日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	619	0.32
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	8,545	4.46
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目4番1号	1,235	0.64
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	1,218	0.64
計	—	11,617	6.06

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年 7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 613,000 (相互保有株式) 普通株式 1,167,000	—	—
完全議決権株式(その他) ※1	普通株式 188,264,000	188,254	—
単元未満株式 ※2	普通株式 1,670,840	—	—
発行済株式総数	191,714,840	—	—
総株主の議決権	—	188,254	—

(注)※1 株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれておりますが、議決権の数の欄には同機構名義の議決権10個は含まれておりません。

※2 ㈱東京ドーム所有33株、東京ケーブルネットワーク㈱所有300株、花月園観光㈱所有800株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年 7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱東京ドーム	東京都文京区後楽 1丁目3番61号	613,000	—	613,000	0.31
(相互保有株式) 松戸公産㈱	千葉県松戸市上本郷594番	979,000	—	979,000	0.51
(相互保有株式) 東京ケーブル ネットワーク㈱	東京都文京区後楽 1丁目2番8号	160,000	—	160,000	0.08
(相互保有株式) ㈱東京ケーブル・ プロダクション	東京都千代田区三崎町 3丁目4番10号	20,000	—	20,000	0.01
(相互保有株式) 花月園観光㈱	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見1丁目1番1号	8,000	—	8,000	0.00
計	—	1,780,000	—	1,780,000	0.92

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	610	501	441	503	589	572
最低(円)	505	403	396	423	454	494

(注) 株価は東京証券取引所の市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成19年 2月 1日から平成19年 7月31日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成20年 2月 1日から平成20年 7月31日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成19年 2月 1日から平成19年 7月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成20年 2月 1日から平成20年 7月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成19年 2月 1日から平成19年 7月31日まで)及び当中間連結会計期間(平成20年 2月 1日から平成20年 7月31日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成19年 2月 1日から平成19年 7月31日まで)及び当中間会計期間(平成20年 2月 1日から平成20年 7月31日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年 7月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年 7月31日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年 1月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		13,922		10,708		13,312		
2 受取手形及び売掛金		4,109		3,216		2,836		
3 有価証券	※1	2,003		2,497		3,498		
4 たな卸資産		1,670		1,837		1,631		
5 繰延税金資産		346		420		752		
6 その他の流動資産		3,620		3,973		1,514		
貸倒引当金		△17		△8		△126		
流動資産合計		25,655	7.7	22,645	7.0	23,419	7.3	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物及び構築物	※1	204,435		209,131		200,538		
減価償却累計額		△100,878	103,556	△103,772	105,358	△101,466	99,072	
(2) 機械装置及び 運搬具	※1	21,757		18,853		18,653		
減価償却累計額		△16,859	4,898	△14,539	4,314	△14,440	4,212	
(3) 土地	※1		134,742		134,656		134,657	
(4) 建設仮勘定			3,672		1,669		5,975	
(5) その他の 有形固定資産		17,579		18,165		17,337		
減価償却累計額		△14,058	3,520	△13,982	4,183	△14,054	3,283	
有形固定資産合計			250,391		250,182		247,200	77.3
2 無形固定資産								
(1) 借地権			425		425		425	
(2) ソフトウェア			424		330		368	
(3) その他の 無形固定資産			178		178		181	
無形固定資産合計			1,029		934		975	0.3

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年 7月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年 7月31日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年 1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※1	35,035		26,422		26,559	
(2) 長期貸付金		1,673		1,751		1,742	
(3) 繰延税金資産		14,540		15,890		14,936	
(4) その他の投資 その他の資産		5,135		4,504		4,723	
貸倒引当金		△123		△352		△412	
投資その他の資産 合計		56,260	16.8	48,216	15.0	47,549	14.9
固定資産合計		307,680	92.1	299,333	92.8	295,726	92.5
III 繰延資産							
1 社債発行費		758		704		695	
繰延資産合計		758	0.2	704	0.2	695	0.2
資産合計		334,095	100.0	322,684	100.0	319,841	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形及び買掛金		1,655		1,873		993	
2 1年以内償還予定の 社債		14,905		17,666		16,680	
3 短期借入金	※1	46,938		50,964		53,214	
4 未払法人税等		547		490		584	
5 賞与引当金		458		463		468	
6 ポイント引当金		89		90		92	
7 商品券等引換引当金		26		11		17	
8 事業譲渡損失引当金		—		395		—	
9 その他の流動負債	※1	23,494		22,251		14,063	
流動負債合計		88,116	26.4	94,207	29.2	86,114	26.9
II 固定負債							
1 社債		38,230		35,564		34,790	
2 長期借入金	※1	100,018		87,573		96,992	
3 受入保証金	※1	8,389		7,632		7,683	
4 繰延税金負債		1,321		351		455	
5 土地再評価に係る 繰延税金負債		35,177		35,177		35,177	
6 退職給付引当金		3,712		3,446		3,470	
7 役員退職慰労引当金		869		—		840	
8 執行役員退職慰労 引当金		—		50		84	
9 負ののれん		7,215		4,329		5,772	
10 その他の固定負債		1,873		1,585		1,385	
固定負債合計		196,809	58.9	175,711	54.4	186,654	58.4
負債合計		284,925	85.3	269,918	83.6	272,768	85.3

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年 7月31日)		当中間連結会計期間末 (平成20年 7月31日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年 1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		2,038	0.6	2,038	0.7	2,038	0.6
2 資本剰余金		—	—	859	0.3	863	0.3
3 利益剰余金		△3,952	△1.2	3,515	1.1	△2,134	△0.7
4 自己株式		△1,413	△0.4	△818	△0.3	△1,047	△0.3
株主資本合計		△3,327	△1.0	5,594	1.8	△280	△0.1
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		6,303	1.9	972	0.3	1,029	0.3
2 繰延ヘッジ損益		△0	△0.0	△0	△0.0	△0	△0.0
3 土地再評価差額金		46,507	13.9	46,506	14.4	46,507	14.5
4 為替換算調整勘定		△313	△0.1	△307	△0.1	△183	△0.1
評価・換算差額等 合計		52,497	15.7	47,171	14.6	47,352	14.8
III 少数株主持分		—	—	—	—	—	—
純資産合計		49,169	14.7	52,765	16.4	47,072	14.7
負債純資産合計		334,095	100.0	322,684	100.0	319,841	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)			当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)			前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高										
1 レジャー事業収入		38,131			37,045			74,282		
2 流通事業収入		4,020			3,996			8,107		
3 その他の事業収入		2,676	44,829	100.0	2,535	43,577	100.0	5,338	87,729	100.0
II 売上原価										
1 レジャー事業原価		26,139			25,097			50,994		
2 流通事業原価		3,850			3,779			7,762		
3 その他の事業原価		4,570	34,560	77.1	4,491	33,368	76.6	9,175	67,932	77.4
売上総利益			10,268	22.9	10,209	23.4		19,796	22.6	
III 一般管理費	※1		3,360	7.5	3,269	7.5		6,549	7.5	
営業利益			6,908	15.4	6,939	15.9		13,247	15.1	
IV 営業外収益										
1 受取利息		38			48			86		
2 受取配当金		305			243			375		
3 負ののれん償却額		1,443			1,443			2,886		
4 持分法による 投資利益		105			113			—		
5 その他雑収益		207	2,100	4.7	229	2,078	4.8	259	3,607	4.1
V 営業外費用										
1 支払利息		2,067			1,943			4,069		
2 持分法による 投資損失		—			—			4		
3 その他雑費用		353	2,420	5.4	390	2,334	5.4	719	4,793	5.5
経常利益			6,588	14.7	6,683	15.3		12,060	13.7	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)		
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
VI 特別利益								
1 固定資産売却益	※2	467		1		497		
2 事業譲渡益		392		—		465		
3 投資有価証券売却益		829		32		846		
4 貸倒引当金繰戻益		—		16		127		
5 その他特別利益		63	1,754	3.9	4	55	0.1	
						105	2,042	2.4
VII 特別損失								
1 固定資産売却損	※3	167		1		169		
2 固定資産除却損	※4	192		184		1,261		
3 減損損失	※5	186		5		187		
4 解体撤去費		—		219		355		
5 投資有価証券売却損		—		—		8		
6 投資有価証券評価損		46		2		45		
7 事業譲渡損失引当金繰入損		—		395		—		
8 商品券等引換引当金繰入損		26		—		26		
9 役員退職慰労引当金繰入損		732		—		732		
10 その他特別損失		224	1,576	3.5	32	841	1.9	
税金等調整前 中間(当期)純利益		518	6,766	15.1	368	5,898	13.5	
法人税、住民税及び 事業税		△163	355	0.8	△688	△319	△0.8	
法人税等調整額								
中間(当期)純利益			6,411	14.3		6,217	14.3	
							7,811	8.9

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

(単位：百万円)

	注記 番号	株主資本					株主資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
平成19年 1月31日残高		32,867	16,910	△59,130	△1,393	△10,746	
中間連結会計期間中の変動額							
欠損填補による資本金の減少		△30,829		30,829		—	
欠損填補による資本剰余金の取崩			△17,583	17,583		—	
連結範囲の変更による増加				144		144	
中間純利益				6,411		6,411	
自己株式の取得					△20	△20	
土地再評価差額金取崩額				210		210	
連結子会社の親会社株式売却による資本剰余金増加高	※3		673			673	
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)							
中間連結会計期間中の変動額合計		△30,829	△16,910	55,178	△20	7,418	
平成19年 7月31日残高		2,038	—	△3,952	△1,413	△3,327	

	注記 番号	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
		その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年 1月31日残高		7,449	0	46,717	△175	53,992	—	43,245
中間連結会計期間中の変動額								
欠損填補による資本金の減少								—
欠損填補による資本剰余金の取崩								—
連結範囲の変更による増加								144
中間純利益								6,411
自己株式の取得								△20
土地再評価差額金取崩額								210
連結子会社の親会社株式売却による資本剰余金増加高	※3							673
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)		△1,146	△0	△210	△137	△1,494		△1,494
中間連結会計期間中の変動額合計		△1,146	△0	△210	△137	△1,494		5,923
平成19年 7月31日残高		6,303	△0	46,507	△313	52,497	—	49,169

当中間連結会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

(単位：百万円)

	注記 番号	株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年 1月31日残高		2,038	863	△2,134	△1,047	△280
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当	※2			△569		△569
中間純利益				6,217		6,217
自己株式の取得					△39	△39
自己株式の処分			△3		269	265
土地再評価差額金取崩額				0		0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)						
中間連結会計期間中の変動額合計		—	△3	5,649	229	5,874
平成20年 7月31日残高		2,038	859	3,515	△818	5,594

	注記 番号	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
		その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年 1月31日残高		1,029	△0	46,507	△183	47,352	—	47,072
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当	※2							△569
中間純利益								6,217
自己株式の取得								△39
自己株式の処分								265
土地再評価差額金取崩額								0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)		△56	0	△0	△123	△181		△181
中間連結会計期間中の変動額合計		△56	0	△0	△123	△181		5,693
平成20年 7月31日残高		972	△0	46,506	△307	47,171	—	52,765

前連結会計年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

(単位: 百万円)

	注記 番号	株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年 1月31日残高		32,867	16,910	△59,130	△1,393	△10,746
連結会計年度中の変動額						
欠損填補による 資本金の減少		△30,829		30,829		—
欠損填補による 資本剰余金の取崩			△17,583	17,583		—
連結範囲の変更による増加				144		144
持分法適用範囲の変更 による増加				418		418
当期純利益				7,811		7,811
自己株式の取得					△50	△50
自己株式の処分			194		396	590
土地再評価差額金取崩額				210		210
連結子会社の親会社株式 売却による資本剰余金増加高	※3		1,342			1,342
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計		△30,829	△16,046	56,996	345	10,466
平成20年 1月31日残高		2,038	863	△2,134	△1,047	△280

	注記 番号	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
		その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年 1月31日残高		7,449	0	46,717	△175	53,992	—	43,245
連結会計年度中の変動額								
欠損填補による 資本金の減少								—
欠損填補による 資本剰余金の取崩								—
連結範囲の変更による増加								144
持分法適用範囲の変更 による増加								418
当期純利益								7,811
自己株式の取得								△50
自己株式の処分								590
土地再評価差額金取崩額								210
連結子会社の親会社株式 売却による資本剰余金増加高	※3							1,342
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)		△6,420	△0	△210	△7	△6,639		△6,639
連結会計年度中の変動額合計		△6,420	△0	△210	△7	△6,639		3,826
平成20年 1月31日残高		1,029	△0	46,507	△183	47,352	—	47,072

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純利益		6,766	5,898	10,615
2 減価償却費		3,770	3,870	7,331
3 減損損失		186	5	187
4 負ののれん償却額		△1,443	△1,443	△2,886
5 貸倒引当金の増減額		△55	△116	342
6 賞与引当金の減少額		△31	△4	△22
7 ポイント引当金の増減額		3	△1	5
8 商品券等引換引当金の増減額		26	△6	17
9 事業譲渡損失引当金の増加額		—	395	—
10 退職給付引当金の減少額		△677	△24	△919
11 役員退職慰労引当金の増減額		738	△840	772
12 執行役員退職慰労引当金の増減額		—	△34	22
13 受取利息及び受取配当金		△344	△292	△461
14 支払利息		2,067	1,943	4,069
15 持分法による投資利益		△105	△113	—
16 持分法による投資損失		—	—	4
17 投資有価証券売却益		△829	△32	△846
18 投資有価証券売却損		—	—	8
19 投資有価証券評価損		46	2	45
20 事業譲渡益		△392	—	△465
21 固定資産売却益		△467	△1	△497
22 固定資産売却損		167	1	169
23 固定資産除却損		192	184	1,261
24 売上債権の増減額		△1,062	△380	170
25 たな卸資産の増減額		171	△206	209
26 仕入債務の増加額		727	880	64
27 年間シート予約仮受金減少額		△5,373	△5,232	△141
28 その他		3,566	3,126	1,816
小計		7,647	7,577	20,875
29 利息及び配当金の受取額		338	310	484
30 利息の支払額		△2,117	△1,964	△4,197
31 法人税等の支払額		△855	△505	△1,309
営業活動による キャッシュ・フロー		5,011	5,418	15,853

		前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入による支出		△596	△368	△1,412
2 定期預金の払戻による収入		593	578	1,442
3 投資有価証券の取得による支出		△10,810	△54	△16,420
4 投資有価証券の売却による収入		2,273	59	2,455
5 投資有価証券の償還による収入		6,260	2,500	10,265
6 有形無形固定資産の 取得による支出		△3,494	△7,376	△6,933
7 有形無形固定資産の 売却による収入		1,384	2	1,540
8 事業譲渡による収入		8,362	—	10,038
9 その他		299	△92	601
投資活動による キャッシュ・フロー		4,271	△4,751	1,575
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額		20	145	△35
2 コマーシャルペーパーの 純増減額		8,000	9,300	△2,000
3 長期借入れによる収入		5,000	12,000	31,500
4 長期借入金の返済による支出		△23,321	△23,813	△46,516
5 社債の発行による収入		1,477	9,886	6,367
6 社債の償還による支出		△5,315	△8,240	△11,980
7 事業譲渡に伴う会員預託金の 返還による支出		△1,443	—	△1,443
8 自己株式売却による収入		—	265	777
9 連結子会社の 親会社株式売却による収入	※2	673	—	1,342
10 配当金の支払額		—	△569	—
11 その他		△525	△537	△1,669
財務活動による キャッシュ・フロー		△15,434	△1,562	△23,656
IV 現金及び現金同等物の減少額		△6,150	△895	△6,227
V 現金及び現金同等物の期首残高		18,958	12,918	18,958
VI 連結範囲変更による現金及び 現金同等物の増加額		188	—	188
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	12,995	12,022	12,918

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 17社 なお、従来、非連結子会社であった(株)後樂園スポーツは、重要性が増したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>主要な連結子会社の名称 (株)東京ドームホテル 松戸公産(株)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 (株)アタミ・ロープウェイ</p> <p>連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、これらの総資産額、売上高総額、中間純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額は、連結対象から除外しても中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 17社</p> <p>主要な連結子会社の名称 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左</p> <p>連結の範囲から除いた理由 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の数 17社 なお、従来、非連結子会社であった(株)後樂園スポーツは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>主要な連結子会社の名称 同左</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左</p> <p>連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、これらの総資産額、売上高総額、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額は、連結対象から除外しても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数 該当会社はありません。</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数 3社</p> <p>主要な持分法適用関連会社の名称 花月園観光(株)</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数 同左</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数 4社</p> <p>主要な持分法適用関連会社の名称 同左</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数 同左</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数 4社 なお、従来、持分法非適用会社であった関連会社の(株)車両スポーツ映像は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>主要な持分法適用関連会社の名称 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
	(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 (株)アタミ・ロープウエイ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。	(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 同左 持分法を適用しない理由 同左	(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 同左 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社のうち(株)北海道後楽園観光開発及び(株)北海道後楽園の中間決算日は5月31日であります。中間連結財務諸表の作成にあたりましては、各社の中間決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	同左	連結子会社のうち(株)北海道後楽園観光開発及び(株)北海道後楽園の決算日は11月30日であります。連結財務諸表の作成にあたりましては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(イ) たな卸資産 主として移動平均法による原価法及び月別総平均法による原価法を採用しております。 (ロ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (ハ) デリバティブ 時価法を採用しております。	(イ) たな卸資産 同左 (ロ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (ハ) デリバティブ 同左	(イ) たな卸資産 同左 (ロ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの 同左 (ハ) デリバティブ 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法	<p>有形固定資産 主として定額法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ただし、ショッピング店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年度の法人税法改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p>	<p>有形固定資産 主として定額法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ただし、ショッピング店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、連結子会社の松戸公産(株)は所有する有形固定資産の減価償却方法を主として定率法によっておりましたが、その所有する全ての有形固定資産の減価償却の方法を親会社と同様の定額法へ統一しております。</p> <p>この変更は、松戸公産(株)の定額法適用資産の割合が増加傾向にある状況を踏まえ、新3カ年中期経営計画「Scale-up」のスタートを機に減価償却方法を見直した結果、その保有する償却資産は親会社と同種の事業に属していることに鑑み、定率法を適用していた資産についても費用を毎期均等計上する定額法の方がより収益との合理的な対応を図ることができると考えられるため、親会社と同様の定額法に変更したものであります。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は82百万円それぞれ増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ218百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p>	<p>有形固定資産 主として定額法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>ただし、ショッピング店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年度の法人税法改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が22百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
(3) 重要な繰延資産 の処理方法	<p>無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(イ)社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年1月31日以前に発行した社債に係る社債発行費は、償還期限内または旧商法施行規則に規定する最長期間(3年)のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(イ)社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>(イ)社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年1月31日以前に発行した社債に係る社債発行費は、償還期限内または旧商法施行規則に規定する最長期間(3年)のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>
(4) 重要な引当金の 計上基準	<p>(イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ)賞与引当金 従業員に対する賞与支給にあてるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(ハ)ポイント引当金 顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当中間連結会計期間末における利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち、費用負担額を計上しております。</p>	<p>(イ)貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ)賞与引当金 同左</p> <p>(ハ)ポイント引当金 同左</p>	<p>(イ)貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ)賞与引当金 従業員に対する賞与支給にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>(ハ)ポイント引当金 顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち、費用負担額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
	<p>(二)商品券等引換引当金 一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当中間連結会計期間末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを受け、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として、上記の方法により商品券等引換引当金を計上する方法に変更いたしました。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益が26百万円減少しております。</p> <hr/> <p>(ホ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(二)商品券等引換引当金 一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当中間連結会計期間末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を計上しております。</p> <p>(ホ)事業譲渡損失引当金 連結子会社の譲渡に伴い今後発生すると予想される損失見込額を計上しております。</p> <p>(ヘ)退職給付引当金 同左</p>	<p>(二)商品券等引換引当金 一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当連結会計年度末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを受け、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として、上記の方法により商品券等引換引当金を計上する方法に変更いたしました。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益が8百万円増加し、税金等調整前当期純利益が17百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p> <hr/> <p>(ホ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
<p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p>	<p>(ハ) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、中間連結会計期間末における要支給額を計上しております。なお、当社の執行役員については、会社法上においては、該当しません。執行役員に対する内規を定めており、内規に基づき、当中間連結会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金に含めて計上しております。 (会計方針の変更) 従来、一部の連結子会社を除き役員退職慰労金は支給時に費用として処理しておりましたが、当中間連結会計期間より、内規に基づき、当中間連結会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上するに変更しております。 この変更は、「租税特別措置法上の引当金及び特別法上の引当金並びに準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを受け、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着し、つりあふることによる損益計算上の財務体質の健全化を目的として変更したものであります。 この結果、従来の場合に比べ、営業利益及び経常利益が47百万円、税金等調整前中間純利益が747百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p> <hr/> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって</p>	<p>(ト) 役員退職慰労引当金 (追加情報) 従来、当社及び一部の連結子会社は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、中間連結会計期間末における要支給額を計上していましたが、当中間連結会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上する役員に対する役員退職慰労金制度を各社の定時株主総会終了の時に廃止いたしました。なお、各社の定時株主総会において、制度廃止時まで、在任期間に応じた役員退職慰労金の打ち切り支給が承認され、その支払時期が各役員退任時であるため、役員退職慰労引当金を全額取り崩すとともに、従来高の746百万円は、「長期未払金」として計上の上、固定負債の「その他の固定負債」に含めて表示しております。 また、会社法上の役員に対する役員退職慰労引当金の取り崩しに含めない、役員退職慰労引当金に含めて表示して行役員(取締役兼務者は除く)に対する退職慰労引当金50百万円については、固定負債の「執行役員退職慰労引当金」に区分掲記して表示する方法に変更しております。 (チ) 執行役員退職慰労引当金 執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当中間連結会計期間末における要支給額を計上しております。</p> <p>同左</p>	<p>(ヘ) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、連結会計年度末における要支給額を計上しております。なお、当社の執行役員については、会社法上においては、該当しません。執行役員に対する内規を定めており、内規に基づき、当連結会計年度末における要支給額を役員退職慰労引当金に含めて計上しております。 (会計方針の変更) 従来、一部の連結子会社を除き役員退職慰労金は支給時に費用として処理しておりましたが、当中間連結会計年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上するに変更しております。 この変更は、「租税特別措置法上の引当金及び特別法上の引当金並びに準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを受け、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着し、つりあふることによる損益計算上の財務体質の健全化を目的として変更したものであります。 この結果、従来の場合に比べ、営業利益及び経常利益が88百万円、税金等調整前当期純利益が788百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
(6) 重要なヘッジ会計の方法	<p>(イ)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利リスクを回避するためのスワップ取引 ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、キャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 財務上発生している金利リスク回避を目的としてデリバティブ取引を導入しており、投機目的の取引は行っておりません。</p> <p>(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 個々の取引特性に応じて策定したヘッジ有効性評価の方法に基づき、その有効性が認められたものについてヘッジ会計を適用しております。</p>	<p>(イ)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 同左</p> <p>(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>(イ)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 同左</p> <p>(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
(7) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 また中間連結会計期間末においては、その他の流動資産、その他の流動負債に両建処理しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資を計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において、当社の執行役員及び一部の連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため計上しておりました「役員退職慰労引当金」は固定負債の「その他の固定負債」に含めておりましたが、当中間連結会計期間において、当社及びその他の連結子会社が、会計方針の変更に記載の通り役員退職慰労引当金を計上したことにより、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において固定負債の「その他の固定負債」に含めておりました「役員退職慰労引当金」は141百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「役員退職慰労引当金の増加額」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「役員退職慰労引当金の増加額」は17百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「投資有価証券の償還による収入」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「投資有価証券の償還による収入」は373百万円あります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において固定負債の「役員退職慰労引当金」に含めて表示しておりました「執行役員退職慰労引当金」は、当中間連結会計期間において会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を廃止し役員退職慰労引当金を取り崩したことにともない、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において固定負債の「役員退職慰労引当金」に含めておりました「執行役員退職慰労引当金」は73百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において特別利益の「その他特別利益」に含めておりました「貸倒引当金繰戻益」は、特別利益の総額の10/100を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において特別利益の「その他特別利益」に含めておりました「貸倒引当金繰戻益」は10百万円あります。</p> <p>前中間連結会計期間において特別損失の「その他特別損失」に含めておりました「解体撤去費」は、特別損失の総額の10/100を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において特別損失の「その他特別損失」に含めておりました「解体撤去費」は66百万円あります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「役員退職慰労引当金の増加額」に含めて表示しておりました「執行役員退職慰労引当金の増減額」は、当中間連結会計期間において会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を廃止し役員退職慰労引当金を取り崩したことにともない、当中間連結会計期間より区分掲記することに変更しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「役員退職慰労引当金の増加額」に含めておりました「執行役員退職慰労引当金の増加額」は11百万円あります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間末 (平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (平成20年 1月31日)
<p>※1 担保に供している資産</p> <p>(1) 建物及び構築物66,449百万円、機械装置及び運搬具5百万円、土地109,436百万円及び投資有価証券13,540百万円(うち建物及び構築物1,588百万円、機械装置及び運搬具5百万円及び土地20,272百万円については観光施設財団を設定)は金融機関よりの長期借入金94,503百万円(短期借入金24,009百万円、長期借入金70,494百万円)の担保に供しております。</p> <p>(2) 建物及び構築物3,006百万円及び土地6,547百万円は日本中央競馬会よりの受入保証金6,280百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金5,420百万円)の担保に供しております。</p> <p>(3) 有価証券4百万円及び投資有価証券342百万円は前払式証券の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債206百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>2 偶発債務 金融機関等よりの借入金等に対し、下記の通り債務保証をしております。</p> <p>東京ケーブルネット ワーク(株) 他 1,037百万円</p> <p>合計 1,037百万円</p> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金1,555百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	<p>※1 担保に供している資産</p> <p>(1) 建物及び構築物63,828百万円、機械装置及び運搬具5百万円、土地109,346百万円及び投資有価証券10,178百万円(うち建物及び構築物1,547百万円、機械装置及び運搬具5百万円及び土地20,272百万円については観光施設財団を設定)は金融機関等よりの長期借入金91,488百万円(短期借入金30,625百万円、長期借入金60,862百万円)及び受入保証金218百万円(その他の流動負債20百万円、受入保証金198百万円)の担保に供しております。</p> <p>(2) 建物及び構築物2,886百万円及び土地6,547百万円は日本中央競馬会よりの受入保証金5,420百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金4,560百万円)の担保に供しております。</p> <p>(3) 投資有価証券352百万円は前払式証券の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債242百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>2 偶発債務 金融機関等よりの借入金等に対し、下記の通り債務保証をしております。</p> <p>東京ケーブルネット ワーク(株) 他 886百万円</p> <p>合計 886百万円</p> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金1,168百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	<p>※1 担保に供している資産</p> <p>(1) 建物及び構築物64,361百万円、機械装置及び運搬具5百万円、土地109,346百万円及び投資有価証券10,222百万円(うち建物及び構築物1,529百万円、機械装置及び運搬具5百万円及び土地20,272百万円については観光施設財団を設定)は金融機関よりの長期借入金99,191百万円(短期借入金29,116百万円、長期借入金70,074百万円)の担保に供しております。</p> <p>(2) 建物及び構築物2,929百万円及び土地6,547百万円は日本中央競馬会よりの受入保証金5,540百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金4,680百万円)の担保に供しております。</p> <p>(3) 投資有価証券355百万円は前払式証券の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債259百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>2 偶発債務 金融機関等よりの借入金等に対し、下記の通り債務保証をしております。</p> <p>東京ケーブルネット ワーク(株) 他 971百万円</p> <p>合計 971百万円</p> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金1,396百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
※1 一般管理費の主要な費目は次の通りであります。 俸給・給料・賃金 2,016百万円 賞与引当金繰入損 128百万円 役員退職慰労引当金繰入損 55百万円 退職給付引当金繰入損 159百万円	※1 一般管理費の主要な費目は次の通りであります。 俸給・給料・賃金 1,966百万円 賞与引当金繰入損 123百万円 役員退職慰労引当金繰入損 24百万円 執行役員退職慰労引当金繰入損 11百万円 退職給付引当金繰入損 176百万円	※1 一般管理費の主要な費目は次の通りであります。 俸給・給料・賃金 4,048百万円 賞与引当金繰入損 110百万円 役員退職慰労引当金繰入損 105百万円 退職給付引当金繰入損 305百万円
※2 固定資産売却益の内容は、次の通りであります。 建物及び構築物 4百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 463百万円 その他の有形固定資産 0百万円 計 467百万円	※2 固定資産売却益の内容は、次の通りであります。 建物及び構築物 0百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他の有形固定資産 0百万円 計 1百万円	※2 固定資産売却益の内容は、次の通りであります。 建物及び構築物 4百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 493百万円 計 497百万円
※3 固定資産売却損の内容は、次の通りであります。 建物及び構築物 143百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 20百万円 その他の有形固定資産 3百万円 計 167百万円	※3 固定資産売却損の内容は、次の通りであります。 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 1百万円 計 1百万円	※3 固定資産売却損の内容は、次の通りであります。 建物及び構築物 145百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 土地 20百万円 その他の有形固定資産 3百万円 計 169百万円
※4 固定資産除却損の内容は、次の通りであります。 建物及び構築物 162百万円 機械装置及び運搬具 21百万円 その他の有形固定資産 8百万円 計 192百万円	※4 固定資産除却損の内容は、次の通りであります。 建物及び構築物 140百万円 機械装置及び運搬具 4百万円 その他の有形固定資産 32百万円 その他 6百万円 計 184百万円	※4 固定資産除却損の内容は、次の通りであります。 建物及び構築物 1,030百万円 機械装置及び運搬具 169百万円 その他の有形固定資産 59百万円 その他 1百万円 計 1,261百万円

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)																																																																				
<p>※5 減損損失</p> <p>(1)資産のグルーピングの方法 当社グループは、事業の種類別セグメントを基準として、商品やサービスの性質、市場の類似性、地域性等を勘案して資産のグルーピングを実施しております。</p> <p>(2)減損を認識した資産 (イ)減損を認識した資産グループの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 八王子市他</td> <td>時間貸駐車場・ 駐輪場(7件)</td> <td>土地、 建物等</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)固定資産の種類ごとの当該金額の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産の種類</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都 八王子市他	時間貸駐車場・ 駐輪場(7件)	土地、 建物等	186	合計			186	固定資産の種類	金額(百万円)	建物及び構築物	102	土地	13	機械装置及び運搬具	71	その他	0	合計	186	<p>※5 減損損失</p> <p>(1)資産のグルーピングの方法 同左</p> <p>(2)減損を認識した資産 (イ)減損を認識した資産グループの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 大田区他</td> <td>時間貸駐車場(9 件)</td> <td>構築物 等</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)固定資産の種類ごとの当該金額の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産の種類</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都 大田区他	時間貸駐車場(9 件)	構築物 等	5	合計			5	固定資産の種類	金額(百万円)	建物及び構築物	4	機械装置及び運搬具	0	合計	5	<p>※5 減損損失</p> <p>(1)資産のグルーピングの方法 同左</p> <p>(2)減損を認識した資産 (イ)減損を認識した資産グループの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 八王子市他</td> <td>時間貸駐車場・ 駐輪場(10件)</td> <td>土地、 建物等</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>187</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ)固定資産の種類ごとの当該金額の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>固定資産の種類</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>187</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都 八王子市他	時間貸駐車場・ 駐輪場(10件)	土地、 建物等	187	合計			187	固定資産の種類	金額(百万円)	建物及び構築物	102	土地	13	機械装置及び運搬具	71	その他	0	合計	187
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																			
東京都 八王子市他	時間貸駐車場・ 駐輪場(7件)	土地、 建物等	186																																																																			
合計			186																																																																			
固定資産の種類	金額(百万円)																																																																					
建物及び構築物	102																																																																					
土地	13																																																																					
機械装置及び運搬具	71																																																																					
その他	0																																																																					
合計	186																																																																					
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																			
東京都 大田区他	時間貸駐車場(9 件)	構築物 等	5																																																																			
合計			5																																																																			
固定資産の種類	金額(百万円)																																																																					
建物及び構築物	4																																																																					
機械装置及び運搬具	0																																																																					
合計	5																																																																					
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																			
東京都 八王子市他	時間貸駐車場・ 駐輪場(10件)	土地、 建物等	187																																																																			
合計			187																																																																			
固定資産の種類	金額(百万円)																																																																					
建物及び構築物	102																																																																					
土地	13																																																																					
機械装置及び運搬具	71																																																																					
その他	0																																																																					
合計	187																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
<p>(3)減損損失の認識に至った経緯 事業用資産のうち、経営環境の悪化により、業績が低迷している一部の時間貸駐車場・駐輪場については短期間での業績の回復が困難であるため、減損損失を認識しております。 また処分を予定している駐車場については地価の下落のため、減損損失を認識しております。</p> <p>(4)回収可能額の算定方法 事業用資産については、使用価値により算定しており、その割引率は4.5%を使用しております。 また処分を予定している駐車場については正味売却価額により算定しており、その評価は売買契約における売却価額を基準としております。</p>	<p>(3)減損損失の認識に至った経緯 事業用資産のうち、経営環境の悪化により、業績が低迷している一部の時間貸駐車場については短期間での業績の回復が困難であるため、減損損失を認識しております。</p> <p>(4)回収可能額の算定方法 事業用資産については、使用価値により算定しており、その割引率は4.5%を使用しております。</p>	<p>(3)減損損失の認識に至った経緯 事業用資産のうち、経営環境の悪化により、業績が低迷している一部の時間貸駐車場・駐輪場については短期間での業績の回復が困難であるため、減損損失を認識しております。 また売却決定をした駐車場については売却価額が簿価を下回ったため、減損損失を認識しております。</p> <p>(4)回収可能額の算定方法 事業用資産については、使用価値により算定しており、その割引率は4.5%を使用しております。 また売却した駐車場については正味売却価額により算定しており、その評価は売買契約における売却価額を基準としております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)																																																																							
<p>1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項は、次の通りであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>発行済株式の種類</th> <th>自己株式の種類</th> </tr> <tr> <th>普通株式</th> <th>普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前連結会計年度末株式数</td> <td>191,714,840</td> <td>5,196,156</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間増加株式数</td> <td>—</td> <td>31,857</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間減少株式数</td> <td>—</td> <td>1,012,000</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間末株式数</td> <td>191,714,840</td> <td>4,216,013</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 普通株式の自己株式数の増加31,857株は、単元未満株式の買取請求によるもの31,756株、持分法適用関連会社の持分比率の変動によるもの101株であります。 2. 普通株式の自己株式数の減少1,012,000株は、連結子会社による親会社株式の売却によるものであります。</p> <p>2 配当に関する事項</p> <p>(1) 配当金支払額 該当事項はありません。</p> <p>(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの 該当事項はありません。</p>		発行済株式の種類	自己株式の種類	普通株式	普通株式	前連結会計年度末株式数	191,714,840	5,196,156	当中間連結会計期間増加株式数	—	31,857	当中間連結会計期間減少株式数	—	1,012,000	当中間連結会計期間末株式数	191,714,840	4,216,013	<p>1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項は、次の通りであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>発行済株式の種類</th> <th>自己株式の種類</th> </tr> <tr> <th>普通株式</th> <th>普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前連結会計年度末株式数</td> <td>191,714,840</td> <td>2,090,882</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間増加株式数</td> <td>—</td> <td>83,085</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間減少株式数</td> <td>—</td> <td>525,484</td> </tr> <tr> <td>当中間連結会計期間末株式数</td> <td>191,714,840</td> <td>1,648,483</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 普通株式の自己株式数の増加83,085株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。 2. 普通株式の自己株式数の減少525,484株は、自己株式の処分によるものであります。</p> <p>2 配当に関する事項</p> <p>(1) 配当金支払額 平成20年4月25日の定時株主総会において次の通り決議しております。 ・普通株式の配当に関する事項</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①配当金の総額</td> <td>569百万円</td> </tr> <tr> <td>②1株当たり 配当額</td> <td>3円00銭</td> </tr> <tr> <td>③基準日</td> <td>平成20年 1月31日</td> </tr> <tr> <td>④効力発生日</td> <td>平成20年 4月28日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの 該当事項はありません。</p>		発行済株式の種類	自己株式の種類	普通株式	普通株式	前連結会計年度末株式数	191,714,840	2,090,882	当中間連結会計期間増加株式数	—	83,085	当中間連結会計期間減少株式数	—	525,484	当中間連結会計期間末株式数	191,714,840	1,648,483	①配当金の総額	569百万円	②1株当たり 配当額	3円00銭	③基準日	平成20年 1月31日	④効力発生日	平成20年 4月28日	<p>1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項は、次の通りであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>発行済株式の種類</th> <th>自己株式の種類</th> </tr> <tr> <th>普通株式</th> <th>普通株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前連結会計年度末株式数</td> <td>191,714,840</td> <td>5,196,156</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度増加株式数</td> <td>—</td> <td>78,886</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度減少株式数</td> <td>—</td> <td>3,184,160</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末株式数</td> <td>191,714,840</td> <td>2,090,882</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 普通株式の自己株式数の増加78,886株は、単元未満株式の買取請求によるもの78,778株、持分法適用関連会社の持分比率の変動によるもの108株であります。 2. 普通株式の自己株式数の減少3,184,160株は、連結子会社による親会社株式の売却によるもの2,043,760株、自己株式の処分によるもの1,140,400株であります。</p> <p>2 配当に関する事項</p> <p>(1) 配当金支払額 該当事項はありません。</p> <p>(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの ・普通株式の配当に関する事項</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①決議</td> <td>平成20年 4月25日 定時株主総会</td> </tr> <tr> <td>②配当金の総額</td> <td>573百万円</td> </tr> <tr> <td>③配当の原資</td> <td>利益剰余金</td> </tr> <tr> <td>④1株当たり 配当額</td> <td>3円00銭</td> </tr> <tr> <td>⑤基準日</td> <td>平成20年 1月31日</td> </tr> <tr> <td>⑥効力発生日</td> <td>平成20年 4月28日</td> </tr> </tbody> </table>		発行済株式の種類	自己株式の種類	普通株式	普通株式	前連結会計年度末株式数	191,714,840	5,196,156	当連結会計年度増加株式数	—	78,886	当連結会計年度減少株式数	—	3,184,160	当連結会計年度末株式数	191,714,840	2,090,882	①決議	平成20年 4月25日 定時株主総会	②配当金の総額	573百万円	③配当の原資	利益剰余金	④1株当たり 配当額	3円00銭	⑤基準日	平成20年 1月31日	⑥効力発生日	平成20年 4月28日
		発行済株式の種類	自己株式の種類																																																																						
	普通株式	普通株式																																																																							
前連結会計年度末株式数	191,714,840	5,196,156																																																																							
当中間連結会計期間増加株式数	—	31,857																																																																							
当中間連結会計期間減少株式数	—	1,012,000																																																																							
当中間連結会計期間末株式数	191,714,840	4,216,013																																																																							
	発行済株式の種類	自己株式の種類																																																																							
	普通株式	普通株式																																																																							
前連結会計年度末株式数	191,714,840	2,090,882																																																																							
当中間連結会計期間増加株式数	—	83,085																																																																							
当中間連結会計期間減少株式数	—	525,484																																																																							
当中間連結会計期間末株式数	191,714,840	1,648,483																																																																							
①配当金の総額	569百万円																																																																								
②1株当たり 配当額	3円00銭																																																																								
③基準日	平成20年 1月31日																																																																								
④効力発生日	平成20年 4月28日																																																																								
	発行済株式の種類	自己株式の種類																																																																							
	普通株式	普通株式																																																																							
前連結会計年度末株式数	191,714,840	5,196,156																																																																							
当連結会計年度増加株式数	—	78,886																																																																							
当連結会計年度減少株式数	—	3,184,160																																																																							
当連結会計年度末株式数	191,714,840	2,090,882																																																																							
①決議	平成20年 4月25日 定時株主総会																																																																								
②配当金の総額	573百万円																																																																								
③配当の原資	利益剰余金																																																																								
④1株当たり 配当額	3円00銭																																																																								
⑤基準日	平成20年 1月31日																																																																								
⑥効力発生日	平成20年 4月28日																																																																								

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
<p>3 連結子会社の親会社株式売却による資本剰余金増加高 平成16年12月に行われた株式交換による松戸公産㈱の完全子会社化に伴い、松戸公産㈱株式を保有していた連結子会社が当社株式(親会社株式)を取得していましたが、当中間連結会計期間において当該株式の一部を売却したため、売却額相当分を資本剰余金増加高に計上しております。</p>	<p>—————</p>	<p>3 連結子会社の親会社株式売却による資本剰余金増加高 平成16年12月に行われた株式交換による松戸公産㈱の完全子会社化に伴い、松戸公産㈱株式を保有していた連結子会社が当社株式(親会社株式)を取得していましたが、当連結会計年度において当該株式の一部を売却したため、売却額相当分を資本剰余金増加高に計上しております。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)																										
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>13,922百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td>△926百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,995百万円</td> </tr> </table> <p>※2 連結子会社の親会社株式売却による収入 平成16年12月に行われた株式交換による松戸公産㈱の完全子会社化に伴い、松戸公産㈱株式を保有していた連結子会社が当社株式(親会社株式)を取得していましたが、当中間連結会計期間において当該株式の一部を売却したため、売却額相当分を財務活動によるキャッシュ・フローに計上しております。</p>	現金及び預金勘定	13,922百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△926百万円	現金及び現金同等物	12,995百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>10,708百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>2,497百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,206百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び償還期間が3ヶ月を超える有価証券</td> <td>△1,183百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,022百万円</td> </tr> </table> <p>※2 _____</p>	現金及び預金勘定	10,708百万円	有価証券勘定	2,497百万円	計	13,206百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び償還期間が3ヶ月を超える有価証券	△1,183百万円	現金及び現金同等物	12,022百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>13,312百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>3,498百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,810百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び償還期間が3ヶ月を超える有価証券</td> <td>△3,892百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>12,918百万円</td> </tr> </table> <p>※2 連結子会社の親会社株式売却による収入 平成16年12月に行われた株式交換による松戸公産㈱の完全子会社化に伴い、松戸公産㈱株式を保有していた連結子会社が当社株式(親会社株式)を取得していましたが、当連結会計年度において当該株式の一部を売却したため、売却額相当分を財務活動によるキャッシュ・フローに計上しております。</p>	現金及び預金勘定	13,312百万円	有価証券勘定	3,498百万円	計	16,810百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び償還期間が3ヶ月を超える有価証券	△3,892百万円	現金及び現金同等物	12,918百万円
現金及び預金勘定	13,922百万円																											
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△926百万円																											
現金及び現金同等物	12,995百万円																											
現金及び預金勘定	10,708百万円																											
有価証券勘定	2,497百万円																											
計	13,206百万円																											
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び償還期間が3ヶ月を超える有価証券	△1,183百万円																											
現金及び現金同等物	12,022百万円																											
現金及び預金勘定	13,312百万円																											
有価証券勘定	3,498百万円																											
計	16,810百万円																											
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び償還期間が3ヶ月を超える有価証券	△3,892百万円																											
現金及び現金同等物	12,918百万円																											

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)																																																																																				
<p>(借主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び運搬 具 (百万円)</th> <th>その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,765</td> <td>60</td> <td>2,825</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,436</td> <td>7</td> <td>2,444</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>328</td> <td>52</td> <td>381</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>215百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>165百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>381百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>また、平成19年5月31日に行った事業譲渡により、(株)西日本後樂園と(株)北海道後樂園観光開発のリース資産減損勘定62百万円を取崩し、事業譲渡益として計上しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>251百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>241百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		機械装置 及び運搬 具 (百万円)	その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	2,765	60	2,825	減価償却累計額相当額	2,436	7	2,444	中間期末残高相当額	328	52	381	1年以内	215百万円	1年超	165百万円	合計	381百万円	支払リース料	251百万円	リース資産減損勘定の取崩額	9百万円	減価償却費相当額	241百万円	<p>(借主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び運搬 具 (百万円)</th> <th>その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,460</td> <td>61</td> <td>1,522</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,262</td> <td>16</td> <td>1,278</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>198</td> <td>45</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>129百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>114百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>244百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>106百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>106百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		機械装置 及び運搬 具 (百万円)	その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,460	61	1,522	減価償却累計額相当額	1,262	16	1,278	中間期末残高相当額	198	45	244	1年以内	129百万円	1年超	114百万円	合計	244百万円	支払リース料	106百万円	リース資産減損勘定の取崩額	－百万円	減価償却費相当額	106百万円	<p>(借主側)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置 及び運搬 具 (百万円)</th> <th>その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,524</td> <td>95</td> <td>2,620</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,281</td> <td>25</td> <td>2,306</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>243</td> <td>70</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>174百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>140百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>314百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。</p> <p>また、平成19年5月31日に行った事業譲渡により、(株)西日本後樂園と(株)北海道後樂園観光開発のリース資産減損勘定62百万円を取崩し、事業譲渡益として計上しております。</p> <p>③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>400百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>390百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		機械装置 及び運搬 具 (百万円)	その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	2,524	95	2,620	減価償却累計額相当額	2,281	25	2,306	期末残高相当額	243	70	314	1年以内	174百万円	1年超	140百万円	合計	314百万円	支払リース料	400百万円	リース資産減損勘定の取崩額	9百万円	減価償却費相当額	390百万円
	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	2,765	60	2,825																																																																																			
減価償却累計額相当額	2,436	7	2,444																																																																																			
中間期末残高相当額	328	52	381																																																																																			
1年以内	215百万円																																																																																					
1年超	165百万円																																																																																					
合計	381百万円																																																																																					
支払リース料	251百万円																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	9百万円																																																																																					
減価償却費相当額	241百万円																																																																																					
	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	1,460	61	1,522																																																																																			
減価償却累計額相当額	1,262	16	1,278																																																																																			
中間期末残高相当額	198	45	244																																																																																			
1年以内	129百万円																																																																																					
1年超	114百万円																																																																																					
合計	244百万円																																																																																					
支払リース料	106百万円																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	－百万円																																																																																					
減価償却費相当額	106百万円																																																																																					
	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	その他の 有形固定 資産(工 具器具及 び備品) (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	2,524	95	2,620																																																																																			
減価償却累計額相当額	2,281	25	2,306																																																																																			
期末残高相当額	243	70	314																																																																																			
1年以内	174百万円																																																																																					
1年超	140百万円																																																																																					
合計	314百万円																																																																																					
支払リース料	400百万円																																																																																					
リース資産減損勘定の取崩額	9百万円																																																																																					
減価償却費相当額	390百万円																																																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)																																																												
(貸主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(貸主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(貸主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																												
① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び運搬具 (百万円)</th> <th>その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>80</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高</td> <td>40</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び運搬具 (百万円)	その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	80	16	10	107	減価償却累計額	40	4	5	50	中間期末残高	40	11	5	56	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び運搬具 (百万円)</th> <th>その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>98</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>55</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高</td> <td>42</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び運搬具 (百万円)	その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	98	16	10	125	減価償却累計額	55	6	7	70	中間期末残高	42	9	2	55	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械装置及び運搬具 (百万円)</th> <th>その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)</th> <th>ソフトウェア (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>80</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>47</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>33</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>		機械装置及び運搬具 (百万円)	その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	80	16	10	107	減価償却累計額	47	5	6	60	期末残高	33	10	4	47
	機械装置及び運搬具 (百万円)	その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																																										
取得価額	80	16	10	107																																																										
減価償却累計額	40	4	5	50																																																										
中間期末残高	40	11	5	56																																																										
	機械装置及び運搬具 (百万円)	その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																																										
取得価額	98	16	10	125																																																										
減価償却累計額	55	6	7	70																																																										
中間期末残高	42	9	2	55																																																										
	機械装置及び運搬具 (百万円)	その他の有形固定資産(工具器具及び備品) (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)																																																										
取得価額	80	16	10	107																																																										
減価償却累計額	47	5	6	60																																																										
期末残高	33	10	4	47																																																										
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>31百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>57百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	26百万円	1年超	31百万円	合計	57百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	22百万円	1年超	27百万円	合計	50百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	26百万円	1年超	18百万円	合計	44百万円																																										
1年以内	26百万円																																																													
1年超	31百万円																																																													
合計	57百万円																																																													
1年以内	22百万円																																																													
1年超	27百万円																																																													
合計	50百万円																																																													
1年以内	26百万円																																																													
1年超	18百万円																																																													
合計	44百万円																																																													
(注) なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、「受取利子込み法」により算定しております。	(注) 同左	(注) なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、「受取利子込み法」により算定しております。																																																												
③ 受取リース料及び減価償却費	③ 受取リース料及び減価償却費	③ 受取リース料及び減価償却費																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>4百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	5百万円	減価償却費	4百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>10百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	14百万円	減価償却費	10百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>18百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	19百万円	減価償却費	18百万円																																																
受取リース料	5百万円																																																													
減価償却費	4百万円																																																													
受取リース料	14百万円																																																													
減価償却費	10百万円																																																													
受取リース料	19百万円																																																													
減価償却費	18百万円																																																													

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成19年 7月31日現在)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) その他有価証券			
① 株式	20,033	30,918	10,885
② 債券			
国債・地方債	2,849	2,843	△6
計	22,883	33,761	10,878

(注) 減損処理により、当中間連結会計期間において16百万円の評価損を計上いたしました。これに伴い、「取得原価」には減損処理後の金額を記載しております。

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社及び関連会社株式	
非連結子会社株式及び関連会社株式	2,534
(2) その他有価証券	
① 非上場株式	524
② その他	217
計	3,276

当中間連結会計期間末(平成20年 7月31日現在)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) その他有価証券			
① 株式	20,853	22,550	1,697
② 債券			
国債・地方債	2,844	2,850	5
③ その他	148	140	△7
計	23,846	25,541	1,695

(注) 減損処理により、当中間連結会計期間において2百万円の評価損を計上いたしました。これに伴い、「取得原価」には減損処理後の金額を記載しております。

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社及び関連会社株式	
非連結子会社株式及び関連会社株式	2,824
(2) その他有価証券	
非上場株式	553
計	3,378

前連結会計年度(平成20年 1月31日現在)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) その他有価証券			
① 株式	20,829	22,619	1,790
② 債券			
国債・地方債	3,844	3,853	8
③ その他	165	158	△6
計	24,838	26,631	1,792

(注) 減損処理により、当連結会計年度において15百万円の評価損を計上いたしました。
これに伴い、「取得原価」には減損処理後の金額を記載しております。

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社及び関連会社株式	
非連結子会社株式及び関連会社株式	2,872
(2) その他有価証券	
非上場株式	553
計	3,426

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成19年 7月31日現在)

デリバティブ取引はすべて金融商品に係る会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしているため、開示の対象外としております。

当中間連結会計期間末(平成20年 7月31日現在)

デリバティブ取引はすべて金融商品に係る会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしているため、開示の対象外としております。

前連結会計年度(平成20年 1月31日現在)

デリバティブ取引はすべて金融商品に係る会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしているため、開示の対象外としております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

	レジャー 事業 (百万円)	流通 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	38,131	4,020	2,676	44,829	—	44,829
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	219	—	2,694	2,913	(2,913)	—
計	38,351	4,020	5,370	47,742	(2,913)	44,829
営業費用	29,552	3,863	4,898	38,314	(393)	37,920
営業利益	8,798	157	471	9,428	(2,519)	6,908

(注) 1 事業区分は営業種目の類似性により区分しております。

2 各事業の主な営業種目

○レジャー事業

東京ドーム、遊園地、スパ・フィットネス、飲食店・売店、ゴルフ場、スキー場、リゾートホテル、シティホテル、競輪場 等

○流通事業

バラエティ雑貨小売店

○その他の事業

不動産の賃貸・分譲、ビル管理、立体駐車場等の設計・施工・運営管理、リース、有価証券の保有・管理 等

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,160百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用のうち、総務・人事・施設部門等の全社的一般経費であります。

4 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(2)に記載の通り、当中間連結会計期間より、平成19年度の法人税法改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更がセグメント情報に与える影響は軽微であります。

5 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(4)に記載の通り、従来、一部の連結子会社を除き役員退職慰労金は支給時に費用として処理しておりましたが、当中間連結会計期間より、内規に基づき、当中間連結会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを受け、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることに鑑み、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として変更したものであります。この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業10百万円、その他の事業5百万円、消去又は全社30百万円、それぞれ減少しております。

(追加情報)

事業区分の変更

従来、事業の種類別セグメントをレジャー事業、流通事業、ファイナンス事業、その他の事業の4区分としておりましたが、当中間連結会計期間より、レジャー事業、流通事業、その他の事業の3区分に変更しております。

この変更は、前連結会計年度に金融事業から撤退したことにより、リース業等のみとなったファイナンス事業の重要性が低くなったため、その他の事業とすることが適切であると判断したことによるものであります。

なお、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の事業の種類別セグメント情報を、当中間連結会計期間において用いた事業区分の方法により区分すると次の通りであります。

前中間連結会計期間(自 平成18年 2月 1日 至 平成18年 7月31日)

	レジャー 事業 (百万円)	流通 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	38,854	3,876	6,391	49,122	—	49,122
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	216	—	2,582	2,799	(2,799)	—
計	39,071	3,876	8,974	51,922	(2,799)	49,122
営業費用	30,505	3,745	9,220	43,471	(648)	42,823
営業利益又は 営業損失(△)	8,565	131	△245	8,450	(2,151)	6,299

前連結会計年度(自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)

	レジャー 事業 (百万円)	流通 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	77,879	7,721	11,151	96,751	—	96,751
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	457	—	5,193	5,651	(5,651)	—
計	78,336	7,721	16,345	102,402	(5,651)	96,751
営業費用	61,247	7,514	15,672	84,434	(1,327)	83,106
営業利益	17,088	206	672	17,968	(4,323)	13,645

当中間連結会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

	レジャー 事業 (百万円)	流通 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	37,045	3,996	2,535	43,577	—	43,577
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	148	—	2,803	2,951	(2,951)	—
計	37,193	3,996	5,338	46,529	(2,951)	43,577
営業費用	28,560	3,788	4,807	37,156	(518)	36,638
営業利益	8,633	208	531	9,372	(2,432)	6,939

(注) 1 事業区分は営業種目の類似性により区分しております。

2 各事業の主な営業種目

- レジャー事業 東京ドーム、遊園地、スパ・フィットネス、飲食店・売店、ホテル、競輪場 等
- 流通事業 化粧品・雑貨小売店
- その他の事業 不動産の賃貸・分譲、ビル管理、立体駐車場等の設計・施工・運営管理、リース、有価証券の保有・管理 等

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,183百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用のうち、総務・人事・施設部門等の全社的一般経費であります。

4 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2)に記載の通り、従来、連結子会社の松戸公産(株)は所有する有形固定資産の減価償却方法を主として定率法によっておりましたが、その所有する全ての有形固定資産の減価償却の方法を親会社と同様の定額法へ統一しております。
この変更は、松戸公産(株)の定額法適用資産の割合が増加傾向にある状況を踏まえ、新3ヵ年中期経営計画「Scale-up」のスタートを機に減価償却方法を見直した結果、その保有する償却資産は親会社と同種の事業に属していることに鑑み、定率法を適用していた資産についても費用を每期均等計上する定額法の方がより収益との合理的な対応を図ることができると考えられるため、親会社と同様の定額法に変更したものであります。
この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業58百万円、その他の事業23百万円、それぞれ増加しております。

5 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2)に記載の通り、当中間連結会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。
この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業200百万円、その他の事業14百万円、消去又は全社4百万円、それぞれ減少しております。

前連結会計年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

	レジャー 事業 (百万円)	流通 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	74,282	8,107	5,338	87,729	—	87,729
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	431	—	5,375	5,806	(5,806)	—
計	74,713	8,107	10,714	93,535	(5,806)	87,729
営業費用	57,724	7,788	9,833	75,346	(864)	74,481
営業利益	16,989	318	880	18,188	(4,941)	13,247

(注) 1 事業区分は営業種目の類似性により区分しております。

2 各事業の主な営業種目

- レジャー事業 東京ドーム、遊園地、スパ・フィットネス、飲食店・売店、ゴルフ場、
リゾートホテル、シティホテル、競輪場 等
- 流通事業 バラエティ雑貨小売店
- その他の事業 不動産の賃貸・分譲、ビル管理、立体駐車場等の設計・施工・運営管理、
リース、有価証券の保有・管理 等

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は4,282百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係る費用のうち、総務・人事・施設部門等の全社的一般経費であります。

4 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2)に記載の通り、当連結会計年度より、平成19年度の法人税法改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。
この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業17百万円、流通事業0百万円、その他の事業3百万円、消去又は全社0百万円、それぞれ減少しております。

5 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(4)に記載の通り、当連結会計年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを受け、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として、一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当連結会計年度末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を商品券等引換引当金として計上する方法に変更いたしました。
この結果、従来の方法によった場合に比べ、レジャー事業の営業利益が8百万円増加しております。

6 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(4)に記載の通り、従来、一部の連結子会社を除き役員退職慰労金は支給時に費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より、内規に基づき、当連結会計年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。
この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを受け、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることに鑑み、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として変更したものであります。
この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益が、レジャー事業19百万円、その他の事業9百万円、消去又は全社59百万円、それぞれ減少しております。

(追加情報)

事業区分の変更

従来、事業の種類別セグメントをレジャー事業、流通事業、ファイナンス事業、その他の事業の4区分としておりましたが、当連結会計年度より、レジャー事業、流通事業、その他の事業の3区分に変更しております。
この変更は、前連結会計年度に金融事業から撤退したことにより、リース業等のみとなったファイナンス事業の重要性が低くなったため、その他の事業とすることが適切であると判断したことによるものであります。
なお、前連結会計年度の事業の種類別セグメント情報を、当連結会計年度において用いた事業区分の方法により区分すると次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)

	レジャー 事業 (百万円)	流通 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	77,879	7,721	11,151	96,751	—	96,751
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	457	—	5,193	5,651	(5,651)	—
計	78,336	7,721	16,345	102,402	(5,651)	96,751
営業費用	61,247	7,514	15,672	84,434	(1,327)	83,106
営業利益	17,088	206	672	17,968	(4,323)	13,645

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

本邦以外の国又は地域に連結子会社及び重要な支店が所在しないため記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

本邦以外の国又は地域に連結子会社及び重要な支店が所在しないため記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

本邦以外の国又は地域に連結子会社及び重要な支店が所在しないため記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

1 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1)分離先企業の名称

資産売却先	六本木ホールディング特定目的会社
事業譲渡先	株式会社セントレジャー・オペレーションズ
連結子会社の会社分割後の承継先	株式会社セントレジャー・舞子リゾート

(2)分離した事業の内容

①札幌後楽園カントリークラブ	(北海道北広島市)
②舞子後楽園スキー場&ホテル	(新潟県南魚沼市)
③馬頭後楽園ゴルフコース&ホテル	(栃木県那珂川町)
④水戸後楽園カントリークラブ	(茨城県城里町)
⑤市原後楽園ゴルフ&スポーツ	(千葉県市原市)
⑥城島後楽園ゆうえんち/ホテル/カントリークラブ	(大分県別府市)

(3)事業分離の理由

平成18年9月28日に発表いたしました「今後の経営施策及び財務計画」に沿ってグループ事業再編に向けた抜本的な見直しを進めるなかで、ゴルフ・リゾートを中心とする減損対象事業を譲渡することにより、所期の目的並びに当該事業の将来的な発展が期待できるものと判断いたしました。

(4)事業分離の日程

平成19年4月27日	資産売買、事業譲渡および会社分割契約の締結
平成19年5月31日	会社分割効力発生日
平成19年5月31日	資産売買および事業譲渡契約の実行期日

なお、上記のうち、舞子後楽園スキー場&ホテルに係る資産売買契約につきましては平成19年8月31日に実行しております。

(5)法的形式を含む事業分離の概要

当社及び連結子会社保有の固定資産譲渡及び事業譲渡によるものであります。
また、会社分割につきましては連結子会社株式会社東京ドーム・リゾートオペレーションズのスキー場及びホテル事業に係る権利業務を株式会社セントレジャー・舞子リゾートに継承させる吸収分割となります。

2 会計処理の概要

(1)移転損益の金額 事業譲渡益 392百万円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳

資産の額	8,054百万円
(主な内訳) 有形固定資産	8,031百万円
負債の額	84百万円

3 事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分の名称 レジャー事業

4 当中間連結会計期間の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,700百万円
営業損失	377百万円

当中間連結会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

1 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

資産売却先	六本木ホールディング特定目的会社
事業譲渡先	株式会社セントレジャー・オペレーションズ
連結子会社の会社分割後の承継先	株式会社セントレジャー・舞子リゾート

(2) 分離した事業の内容

①札幌後楽園カントリークラブ	(北海道北広島市)
②舞子後楽園スキー場&ホテル	(新潟県南魚沼市)
③馬頭後楽園ゴルフコース&ホテル	(栃木県那珂川町)
④水戸後楽園カントリークラブ	(茨城県城里町)
⑤市原後楽園ゴルフ&スポーツ	(千葉県市原市)
⑥城島後楽園ゆうえんち/ホテル/カントリークラブ	(大分県別府市)

(3) 事業分離の理由

平成18年9月28日に発表いたしました「今後の経営施策及び財務計画」に沿ってグループ事業再編に向けた抜本的な見直しを進めるなかで、ゴルフ・リゾートを中心とする減損対象事業を譲渡することにより、所期の目的並びに当該事業の将来的な発展が期待できるものと判断いたしました。

(4) 事業分離の日程

平成19年4月27日	資産売買、事業譲渡および会社分割契約の締結
平成19年5月31日	会社分割効力発生日
平成19年5月31日	資産売買(舞子後楽園スキー場&ホテルを除く)および事業譲渡契約の実行期日
平成19年8月31日	資産売買契約(舞子後楽園スキー場&ホテル)の実効期日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

当社及び連結子会社保有の固定資産譲渡及び事業譲渡によるものであります。
また、会社分割につきましては連結子会社株式会社東京ドーム・リゾートオペレーションズのスキー場及びホテル事業に係る権利業務を株式会社セントレジャー・舞子リゾートに継承させる吸収分割となります。

2 会計処理の概要

(1) 移転損益の金額 事業譲渡益 465百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその内訳

資産の額	9,658百万円
(主な内訳) 有形固定資産	9,626百万円
負債の額	84百万円

3 事業の種類別セグメントにおいて、分離した事業が含まれていた事業区分の名称
レジャー事業

4 当連結会計年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,700百万円
営業損失	399百万円

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
1株当たり純資産額	262.24円	277.62円	248.24円
1株当たり中間純利益	34.27円	32.78円	41.57円
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間末 (平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (平成20年 1月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	49,169	52,765	47,072
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る純資産額(百万円)	49,169	52,765	47,072
中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	187,498	190,066	189,623

2 1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	6,411	6,217	7,811
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	6,411	6,217	7,811
普通株式の期中平均株式数(千株)	187,079	189,678	187,911

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
<p>1 当社は、平成18年12月22日開催の取締役会において、銀行保証付私募債について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>名称 第29回無担保社債 (株式会社三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成19年 9月28日</p> <p>発行総額 50億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年 1.39%</p> <p>償還期限 平成24年 9月28日</p> <p>償還条件 平成21年 3月28日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p>	<p>1 当社は、平成19年12月19日開催の取締役会において、銀行保証付私募債について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>名称 第31回無担保社債 (株式会社三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成20年 9月30日</p> <p>発行総額 80億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年 1.27%</p> <p>償還期限 平成25年 9月末日</p> <p>償還条件 平成22年 3月末日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>名称 第32回無担保社債 (中央三井信託銀行株式会社銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成20年 9月30日</p> <p>発行総額 76億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年 1.518%</p> <p>償還期限 平成25年 9月末日</p> <p>償還条件 平成22年 3月末日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p>	<p>—————</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
<p>2 平成19年2月23日開催の取締役会において、モルガン・スタンレー証券株式会社との間で、当社グループが営むゴルフ・リゾート事業譲渡に関する基本合意書を締結することを決議し、同日、基本合意書を締結いたしました。</p> <p>また、平成19年4月26日開催の取締役会において、上記合意書に基づき、資産売買契約及び事業譲渡契約を締結することを決議いたしました。</p> <p>なお、企業結合等に関する注記に記載の通り、以下の概要で資産売買を完了しております。</p> <p>(1)分離先企業の名称 資産売却先 六本木ホールディング特定目的会社</p> <p>(2)分離する事業の内容 舞子後楽園スキー場&ホテル(新潟県南魚沼市)</p> <p>(3)事業分離の理由 平成18年9月28日に発表いたしました「今後の経営施策及び財務計画」に沿ってグループ事業再編に向けた抜本的な見直しを進めるなかで、ゴルフ・リゾートを中心とする減損対象事業を譲渡することにより、所期の目的並びに当該事業の将来的な発展が期待できるものと判断いたしました。</p> <p>(4)事業分離の日程 平成19年4月27日 資産売買契約の締結 平成19年8月31日 資産売買契約の実行期日</p> <p>(5)法的形式を含む事業分離の概要 事業譲渡の一環としての固定資産譲渡となります。</p> <p>(6)移転損益の金額 事業譲渡益 72百万円</p> <p>(7)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳 資産の額 1,603百万円 (主な内訳) 有形固定資産 1,595百万円 無形固定資産 8百万円</p> <p>(8)当中間連結会計期間の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額 事業譲渡は当中間連結会計期間に完了しておりますので、当該金額は企業結合等に関する注記に含まれております。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前連結会計年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
<p>3 当社の連結子会社であるオリンピア興業(株)及び後樂園事業(株)は、次のように当社株式(親会社株式)の売却を実施いたしました。これに伴い、連結貸借対照表における資本剰余金が669百万円増加しております。</p> <p>売却日 平成19年 9月21日～ 平成19年10月12日</p> <p>売却方法 市場取引等</p> <p>売却株式の種類及び数 普通株式 1,031,760株</p> <p>売却価額 669百万円</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年 7月31日)		当中間会計期間末 (平成20年 7月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成20年 1月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		9,011		5,222		7,883		
2 売掛金		1,999		1,358		1,106		
3 有価証券	※1	4		—		—		
4 商品		1,183		1,165		1,086		
5 貯蔵品		67		50		55		
6 前払費用		459		467		619		
7 繰延税金資産		302		376		701		
8 その他の流動資産		1,711		2,224		523		
貸倒引当金		△0		△2		△1		
流動資産合計		14,738	4.4	10,862	3.4	11,973	3.7	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物	※1	175,392		180,328		172,347		
減価償却累計額		△ 84,552	90,840	△87,120	93,208	△85,194	87,152	
(2) 構築物		8,528		8,083		7,732		
減価償却累計額		△ 4,450	4,078	△4,345	3,737	△4,185	3,546	
(3) 機械及び装置	※1	14,518		12,002		11,530		
減価償却累計額		△ 12,108	2,409	△9,770	2,232	△9,596	1,933	
(4) 車両及び運搬具		48		44		38		
減価償却累計額		△ 42	6	△35	8	△33	5	
(5) 工具器具及び備品		11,891		12,133		11,673		
減価償却累計額		△ 9,516	2,374	△9,546	2,586	△9,504	2,169	
(6) 土地	※1		124,907		124,904		124,909	
(7) 建設仮勘定			3,672		1,140		5,920	
有形固定資産合計			228,290	68.6	227,817	70.6	225,638	70.4
2 無形固定資産								
(1) 借地権			417		417		417	
(2) ソフトウェア			338		244		287	
(3) その他の無形固定 資産			41		42		44	
無形固定資産合計			797	0.2	704	0.2	748	0.2

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年 7月31日)		当中間会計期間末 (平成20年 7月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成20年 1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※1	25,416		19,550		19,224	
(2) 関係会社株式		37,852		37,852		37,852	
(3) 関係会社長期 貸付金		58,296		57,540		57,084	
(4) 長期前払費用		131		141		106	
(5) 差入保証金		3,984		3,629		3,739	
(6) 繰延税金資産		14,372		15,067		14,833	
(7) その他の投資		737		464		641	
貸倒引当金		△52,116		△51,650		△51,656	
投資その他の資産 合計		88,674	26.6	82,596	25.6	81,826	25.5
固定資産合計		317,762	95.4	311,118	96.4	308,213	96.1
Ⅲ 繰延資産							
1 社債発行費		758		704		695	
繰延資産合計		758	0.2	704	0.2	695	0.2
資産合計		333,260	100.0	322,685	100.0	320,883	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		1,341		1,537		733	
2 1年以内償還予定の 社債		14,905		17,466		16,480	
3 1年以内返済予定の 長期借入金	※1	46,458		50,524		52,869	
4 コマーシャル ペーパー		10,000		9,300		—	
5 未払金		1,435		1,367		2,047	
6 未払費用		1,192		1,102		1,114	
7 未払法人税等		24		70		76	
8 前受金		3,788		3,761		1,027	
9 預り金		671		761		465	
10 年間シート予約 仮受金		—		—		5,232	
11 賞与引当金		398		397		392	
12 ポイント引当金		19		19		20	
13 商品券等引換引当金		26		11		17	
14 その他の流動負債	※1	3,040		2,921		1,482	
流動負債合計		83,302	25.0	89,240	27.7	81,961	25.5

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年 7月31日)		当中間会計期間末 (平成20年 7月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成20年 1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
II 固定負債							
1 社債		38,030		35,564		34,790	
2 長期借入金	※1	99,674		87,500		96,881	
3 関係会社長期借入金		8,410		8,460		8,460	
4 受入保証金	※1	6,944		6,286		6,283	
5 土地再評価に係る 繰延税金負債		33,367		33,367		33,367	
6 退職給付引当金		3,353		2,929		3,113	
7 役員退職慰労引当金		743		—		698	
8 執行役員退職慰労 引当金		—		50		84	
9 債務保証損失引当金		261		137		231	
10 その他の固定負債		67		638		65	
固定負債合計		190,852	57.3	174,933	54.2	183,975	57.4
負債合計		274,155	82.3	264,173	81.9	265,936	82.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		2,038	0.6	2,038	0.6	2,038	0.6
2 利益剰余金							
(1) 利益準備金		—		57		—	
(2) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		4,505		8,105		4,627	
利益剰余金合計		4,505	1.4	8,163	2.5	4,627	1.5
3 自己株式		△ 223	△0.1	△293	△0.1	△253	△0.1
株主資本合計		6,321	1.9	9,908	3.0	6,412	2.0
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		4,466	1.3	287	0.1	216	0.1
2 土地再評価差額金		48,316	14.5	48,315	15.0	48,316	15.0
評価・換算差額等 合計		52,783	15.8	48,603	15.1	48,533	15.1
純資産合計		59,104	17.7	58,511	18.1	54,946	17.1
負債純資産合計		333,260	100.0	322,685	100.0	320,883	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)		当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			29,959	100.0		30,129	100.0		58,519	100.0
II 売上原価			21,400	71.4		21,605	71.7		42,414	72.5
売上総利益			8,559	28.6		8,523	28.3		16,105	27.5
III 一般管理費			2,330	7.8		2,356	7.8		4,617	7.9
営業利益			6,229	20.8		6,167	20.5		11,487	19.6
IV 営業外収益	※ 1		736	2.4		748	2.5		926	1.6
V 営業外費用	※ 2		2,430	8.1		2,376	7.9		4,829	8.2
経常利益			4,534	15.1		4,539	15.1		7,584	13.0
VI 特別利益	※ 3		1,537	5.1		35	0.1		1,901	3.2
VII 特別損失	※ 4		1,496	4.9		409	1.4		2,713	4.6
税引前中間(当期) 純利益			4,576	15.3		4,166	13.8		6,772	11.6
法人税、住民税及び 事業税		18			16			35		
法人税等調整額		263	281	1.0	42	58	0.2	2,320	2,355	4.0
中間(当期)純利益			4,295	14.3		4,107	13.6		4,417	7.6

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年 1月31日残高	32,867	8,217	31,398	39,615
中間会計期間中の変動額				
欠損填補による資本金の減少	△30,829			
欠損填補による資本剰余金の取崩		△8,217	△31,398	△39,615
中間純利益				
土地再評価差額金の取崩				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計	△30,829	△8,217	△31,398	△39,615
平成19年 7月31日残高	2,038	—	—	—

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成19年 1月31日残高	△70,445	△70,445	△202	1,835
中間会計期間中の変動額				
欠損填補による資本金の減少	30,829	30,829		—
欠損填補による資本剰余金の取崩	39,615	39,615		—
中間純利益	4,295	4,295		4,295
土地再評価差額金の取崩	210	210		210
自己株式の取得			△20	△20
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計	74,950	74,950	△20	4,485
平成19年 7月31日残高	4,505	4,505	△223	6,321

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年 1月31日残高	5,381	48,527	53,909	55,744
中間会計期間中の変動額				
欠損填補による資本金の減少				—
欠損填補による資本剰余金の取崩				—
中間純利益				4,295
土地再評価差額金の取崩				210
自己株式の取得				△20
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△914	△210	△1,125	△1,125
中間会計期間中の変動額合計	△914	△210	△1,125	3,359
平成19年 7月31日残高	4,466	48,316	52,783	59,104

当中間会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成20年 1月31日残高	2,038	—	4,627	4,627
中間会計期間中の変動額				
利益準備金の積立		57	△57	—
剰余金の配当			△573	△573
中間純利益			4,107	4,107
土地再評価差額金の取崩			1	1
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計	—	57	3,478	3,535
平成20年 7月31日残高	2,038	57	8,105	8,163

	株主資本	
	自己株式	株主資本合計
平成20年 1月31日残高	△253	6,412
中間会計期間中の変動額		
利益準備金の積立		—
剰余金の配当		△573
中間純利益		4,107
土地再評価差額金の取崩		1
自己株式の取得	△39	△39
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)		
中間会計期間中の変動額合計	△39	3,495
平成20年 7月31日残高	△293	9,908

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年 1月31日残高	216	48,316	48,533	54,946
中間会計期間中の変動額				
利益剰余金の積立				—
剰余金の配当				△573
中間純利益				4,107
土地再評価差額金の取崩				1
自己株式の取得				△39
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	70	△1	69	69
中間会計期間中の変動額合計	70	△1	69	3,565
平成20年 7月31日残高	287	48,315	48,603	58,511

前事業年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年 1月31日残高	32,867	8,217	31,398	39,615
事業年度中の変動額				
欠損填補による資本金の減少	△30,829			
欠損填補による 資本剰余金の取崩		△8,217	△31,398	△39,615
当期純利益				
土地再評価差額金の取崩				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△30,829	△8,217	△31,398	△39,615
平成20年 1月31日残高	2,038	—	—	—

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成19年 1月31日残高	△70,445	△70,445	△202	1,835
事業年度中の変動額				
欠損填補による資本金の減少	30,829	30,829		—
欠損填補による 資本剰余金の取崩	39,615	39,615		—
当期純利益	4,417	4,417		4,417
土地再評価差額金の取崩	210	210		210
自己株式の取得			△50	△50
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	75,072	75,072	△50	4,577
平成20年 1月31日残高	4,627	4,627	△253	6,412

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年 1月31日残高	5,381	48,527	53,909	55,744
事業年度中の変動額				
欠損填補による資本金の減少				—
欠損填補による 資本剰余金の取崩				—
当期純利益				4,417
土地再評価差額金の取崩				210
自己株式の取得				△50
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△5,164	△210	△5,375	△5,375
事業年度中の変動額合計	△5,164	△210	△5,375	△798
平成20年 1月31日残高	216	48,316	48,533	54,946

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) たな卸資産 移動平均法による原価法及び月別総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(3) デリバティブ 時価法を採用しております。</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) たな卸資産 同左</p> <p>(2) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(3) デリバティブ 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ショッピング店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、平成19年度の法人税法改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ショッピング店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ188百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ショッピング店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、平成19年度の法人税法改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ5百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
3 繰延資産の処理方法	<p>社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年 1月31日以前に発行した社債に係る社債発行費は、償還期限内または旧商法施行規則に規定する最長期間(3年)のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>	<p>社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p> <p>なお、平成18年 1月31日以前に発行した社債に係る社債発行費は、償還期限内または旧商法施行規則に規定する最長期間(3年)のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当中間会計期間末における利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち、費用負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ポイント引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち、費用負担額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
	<p>(4) 商品券等引換引当金 一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当中間会計期間末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月13日)が公表されたことを受け、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として、上記の方法により商品券等引換引当金を計上する方法に変更いたしました。 この結果、従来の方によった場合に比べ、税引前中間純利益が26百万円減少しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(4) 商品券等引換引当金 一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当中間会計期間末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(4) 商品券等引換引当金 一定期間未着券のため収益計上した商品券等の今後の利用に備え、当事業年度末における着券実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち費用負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月13日)が公表されたことを受け、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として、上記の方法により商品券等引換引当金を計上する方法に変更いたしました。 この結果、従来の方によった場合に比べ、営業利益及び経常利益が8百万円増加し、税引前当期純利益が17百万円減少しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
	<p>(6) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。なお、執行役員は会社法上の役員には該当しませんが、執行役員に対する内規を定めており、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は支給時に費用として処理しておりましたが、当中間会計期間より、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号平成19年 4月13日)が公表されたことを受け、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることに鑑み、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として変更したものであります。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益が30百万円、税引前中間純利益が669百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(6) 役員退職慰労引当金 ————— (追加情報) 従来、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、中間会計期間末における要支給額を計上しておりましたが、会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を平成20年 4月25日の定時株主総会の日をもちまして廃止いたしました。なお、当該定時株主総会において、制度廃止時までの在任期間に応じた役員退職慰労金の打ち切り支給が承認され、その支払時期が各役員の退任時であるため、役員退職慰労引当金を全額取り崩すとともに、従来制度での未払い残高601百万円は、「長期未払金」として計上の上、固定負債の「その他の固定負債」に含めて表示しております。</p> <p>なお、会社法上の役員に対する役員退職慰労引当金の取り崩しにともない、役員退職慰労引当金に含めて表示しておりました執行役員(取締役兼務者は除く)に対する退職慰労引当金50百万円については、固定負債の「執行役員退職慰労引当金」に区分掲記して表示する方法に変更しております。</p>	<p>(6) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。なお、執行役員は会社法上の役員には該当しませんが、執行役員に対する内規を定めており、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金に含めて計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は支給時に費用として処理しておりましたが、当事業年度より、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年 4月13日)が公表されたことを受け、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることに鑑み、より適正な期間損益計算及び財務体質の健全化を目的として変更したものであります。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益が59百万円、税引前当期純利益が698百万円それぞれ減少しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
	(7) 債務保証損失引当金 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。	(7) 執行役員退職慰労引当金 執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。 (8) 債務保証損失引当金 同左	(7) 債務保証損失引当金 同左
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利リスクを回避するためのスワップ取引 ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、キャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの (3) ヘッジ方針 財務上発生している金利リスク回避を目的としてデリバティブ取引を導入しており、投機目的の取引は行っておりません。 (4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため中間決算日における有効性の評価を省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジの有効性評価の方法 同左	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 また中間会計期間末においては、その他の流動資産、その他の流動負債に両建処理しております。	同左	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>① 前中間会計期間において、執行役員に対する退職慰労金の支給に備えるため計上しておりました「役員退職慰労引当金」は固定負債の「その他の固定負債」に含めておりましたが、当中間会計期間において、会計方針の変更に記載の通り役員退職慰労引当金を計上したことにより、重要性が増したため、当中間会計期間より区分掲記することに変更しております。 なお、前中間会計期間において固定負債の「その他の固定負債」に含めておりました「役員退職慰労引当金」は、55百万円であります。</p> <p>② 前中間会計期間において区分掲記しておりました「従業員長期貸付金」は、重要性が低下したため、当中間会計期間においては「その他の投資」に含めて表示しております。 なお、当中間会計期間の「従業員長期貸付金」は、5百万円であります。</p> <p>③ 前中間会計期間において区分掲記しておりました「前受収益」は、重要性が低下したため、当中間会計期間においては「その他の流動負債」に含めて表示しております。 なお、当中間会計期間の「前受収益」は、0百万円であります。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間において固定負債の「役員退職慰労引当金」に含めて表示しておりました「執行役員退職慰労引当金」は、平成20年 4月25日の定時株主総会の日をもちまして会社法上の役員に対する役員退職慰労金制度を廃止し役員退職慰労引当金を全額取り崩したことにともない、当中間会計期間より区分掲記することに変更しております。 なお、前中間会計期間において固定負債の「役員退職慰労引当金」に含めておりました「執行役員退職慰労引当金」は、73百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年 7月31日)	当中間会計期間末 (平成20年 7月31日)	前事業年度末 (平成20年 1月31日)																								
<p>※1 担保に供している資産</p> <p>(1) 建物65,267百万円、機械及び装置5百万円、土地109,170百万円及び投資有価証券13,540百万円(うち建物1,588百万円、機械及び装置5百万円及び土地21,768百万円については観光施設財団を設定)は金融機関よりの1年以内返済予定の長期借入金23,852百万円及び長期借入金70,230百万円の担保に供しております。</p> <p>(2) 建物3,006百万円及び土地6,547百万円は、日本中央競馬会よりの受入保証金6,280百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金5,420百万円)の担保に供しております。</p> <p>(3) 有価証券4百万円及び投資有価証券342百万円は前払式証券の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債260百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>2 偶発債務 金融機関等よりの借入金等に対し、下記の通り債務保証をしております。</p> <table border="0"> <tr> <td>東京ケーブルネットワーク(株)</td> <td>774百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)東京ドームホテル</td> <td>289百万円</td> </tr> <tr> <td>その他2件</td> <td>263百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,327百万円</td> </tr> </table> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金1,555百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	東京ケーブルネットワーク(株)	774百万円	(株)東京ドームホテル	289百万円	その他2件	263百万円	合計	1,327百万円	<p>※1 担保に供している資産</p> <p>(1) 建物62,815百万円、機械及び装置5百万円、土地109,170百万円及び投資有価証券10,178百万円(うち建物1,547百万円、機械及び装置5百万円及び土地21,768百万円については観光施設財団を設定)は金融機関よりの1年以内返済予定の長期借入金30,522百万円及び長期借入金60,819百万円の担保に供しております。</p> <p>(2) 建物2,886百万円及び土地6,547百万円は、日本中央競馬会よりの受入保証金5,420百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金4,560百万円)の担保に供しております。</p> <p>(3) 投資有価証券352百万円は前払式証券の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債242百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>2 偶発債務 金融機関等よりの借入金等に対し、下記の通り債務保証をしております。</p> <table border="0"> <tr> <td>東京ケーブルネットワーク(株)</td> <td>665百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)東京ドームホテル</td> <td>289百万円</td> </tr> <tr> <td>その他2件</td> <td>220百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,176百万円</td> </tr> </table> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金1,168百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	東京ケーブルネットワーク(株)	665百万円	(株)東京ドームホテル	289百万円	その他2件	220百万円	合計	1,176百万円	<p>※1 担保に供している資産</p> <p>(1) 建物63,335百万円、機械及び装置5百万円、土地109,170百万円及び投資有価証券10,222百万円(うち建物1,529百万円、機械及び装置5百万円及び土地21,768百万円については観光施設財団を設定)は金融機関よりの1年以内返済予定の長期借入金29,027百万円及び長期借入金70,009百万円の担保に供しております。</p> <p>(2) 建物2,929百万円及び土地6,547百万円は、日本中央競馬会よりの受入保証金5,540百万円(その他の流動負債860百万円、受入保証金4,680百万円)の担保に供しております。</p> <p>(3) 投資有価証券355百万円は前払式証券の規制等に関する法律に基づき、商品券(その他の流動負債259百万円)の発行保証金として供託しております。</p> <p>2 偶発債務 金融機関等よりの借入金等に対し、下記の通り債務保証をしております。</p> <table border="0"> <tr> <td>東京ケーブルネットワーク(株)</td> <td>730百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)東京ドームホテル</td> <td>289百万円</td> </tr> <tr> <td>その他2件</td> <td>241百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,261百万円</td> </tr> </table> <p>また、東京ケーブルネットワーク(株)の金融機関よりの借入金1,396百万円に対して経営指導念書を差し入れております。</p>	東京ケーブルネットワーク(株)	730百万円	(株)東京ドームホテル	289百万円	その他2件	241百万円	合計	1,261百万円
東京ケーブルネットワーク(株)	774百万円																									
(株)東京ドームホテル	289百万円																									
その他2件	263百万円																									
合計	1,327百万円																									
東京ケーブルネットワーク(株)	665百万円																									
(株)東京ドームホテル	289百万円																									
その他2件	220百万円																									
合計	1,176百万円																									
東京ケーブルネットワーク(株)	730百万円																									
(株)東京ドームホテル	289百万円																									
その他2件	241百万円																									
合計	1,261百万円																									

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 88百万円 受取配当金 447百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 1,780百万円 社債利息 296百万円 社債発行費償却 160百万円 ※3 特別利益のうち重要なもの 事業譲渡益 580百万円 投資有価証券売却益 826百万円 ※4 特別損失のうち重要なもの 固定資産売却損 148百万円 固定資産除却損 160百万円 関係会社貸倒引当金繰入損 350百万円 役員退職慰勞引当金繰入損 641百万円 5 償却実施額 有形固定資産 2,916百万円 無形固定資産 73百万円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 101百万円 受取配当金 415百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 1,658百万円 社債利息 319百万円 社債発行費償却 104百万円 ※3 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券売却益 32百万円 ※4 特別損失のうち重要なもの 固定資産除却損 172百万円 解体撤去費 213百万円 5 償却実施額 有形固定資産 3,160百万円 無形固定資産 64百万円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 197百万円 受取配当金 513百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 3,505百万円 社債利息 609百万円 社債発行費償却 329百万円 ※3 特別利益のうち重要なもの 事業譲渡益 645百万円 投資有価証券売却益 826百万円 ※4 特別損失のうち重要なもの 固定資産売却損 148百万円 固定資産除却損 1,201百万円 解体撤去費 325百万円 役員退職慰勞引当金繰入損 641百万円 5 償却実施額 有形固定資産 5,785百万円 無形固定資産 147百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	451,170	31,756	—	482,926

(注)自己株式数の増加31,756株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

当中間会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	529,948	83,085	—	613,033

(注)自己株式数の増加83,085株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

前事業年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	451,170	78,778	—	529,948

(注)自己株式数の増加78,778株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記																																																												
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械及び装置 (百万円)</th> <th>車輛及び運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具及び備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>5,113</td> <td>73</td> <td>683</td> <td>5,871</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,817</td> <td>19</td> <td>612</td> <td>3,448</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>2,296</td> <td>54</td> <td>71</td> <td>2,422</td> </tr> </tbody> </table>		機械及び装置 (百万円)	車輛及び運搬具 (百万円)	工具器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	5,113	73	683	5,871	減価償却累計額相当額	2,817	19	612	3,448	中間期末残高相当額	2,296	54	71	2,422	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械及び装置 (百万円)</th> <th>車輛及び運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具及び備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>5,304</td> <td>73</td> <td>9</td> <td>5,387</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>3,549</td> <td>31</td> <td>8</td> <td>3,589</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,754</td> <td>41</td> <td>1</td> <td>1,798</td> </tr> </tbody> </table>		機械及び装置 (百万円)	車輛及び運搬具 (百万円)	工具器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	5,304	73	9	5,387	減価償却累計額相当額	3,549	31	8	3,589	中間期末残高相当額	1,754	41	1	1,798	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械及び装置 (百万円)</th> <th>車輛及び運搬具 (百万円)</th> <th>工具器具及び備品 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>5,113</td> <td>73</td> <td>672</td> <td>5,860</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>3,189</td> <td>25</td> <td>650</td> <td>3,865</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>1,924</td> <td>47</td> <td>22</td> <td>1,995</td> </tr> </tbody> </table>		機械及び装置 (百万円)	車輛及び運搬具 (百万円)	工具器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	5,113	73	672	5,860	減価償却累計額相当額	3,189	25	650	3,865	期末残高相当額	1,924	47	22	1,995
	機械及び装置 (百万円)	車輛及び運搬具 (百万円)	工具器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)																																																										
取得価額相当額	5,113	73	683	5,871																																																										
減価償却累計額相当額	2,817	19	612	3,448																																																										
中間期末残高相当額	2,296	54	71	2,422																																																										
	機械及び装置 (百万円)	車輛及び運搬具 (百万円)	工具器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)																																																										
取得価額相当額	5,304	73	9	5,387																																																										
減価償却累計額相当額	3,549	31	8	3,589																																																										
中間期末残高相当額	1,754	41	1	1,798																																																										
	機械及び装置 (百万円)	車輛及び運搬具 (百万円)	工具器具及び備品 (百万円)	合計 (百万円)																																																										
取得価額相当額	5,113	73	672	5,860																																																										
減価償却累計額相当額	3,189	25	650	3,865																																																										
期末残高相当額	1,924	47	22	1,995																																																										
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>826百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,596百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,422百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	826百万円	1年超	1,596百万円	合計	2,422百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>810百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>987百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,798百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	810百万円	1年超	987百万円	合計	1,798百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>773百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,221百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,995百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	773百万円	1年超	1,221百万円	合計	1,995百万円																																										
1年以内	826百万円																																																													
1年超	1,596百万円																																																													
合計	2,422百万円																																																													
1年以内	810百万円																																																													
1年超	987百万円																																																													
合計	1,798百万円																																																													
1年以内	773百万円																																																													
1年超	1,221百万円																																																													
合計	1,995百万円																																																													
(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。	(注) 同左	(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。																																																												
③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>449百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>449百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	449百万円	減価償却費相当額	449百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>431百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>431百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	431百万円	減価償却費相当額	431百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>884百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>884百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	884百万円	減価償却費相当額	884百万円																																																
支払リース料	449百万円																																																													
減価償却費相当額	449百万円																																																													
支払リース料	431百万円																																																													
減価償却費相当額	431百万円																																																													
支払リース料	884百万円																																																													
減価償却費相当額	884百万円																																																													
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												

(有価証券関係)

前中間会計期間

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

種類	前中間会計期間末(平成19年 7月31日)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	352	512	159

当中間会計期間

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

種類	当中間会計期間末(平成20年 7月31日)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	352	356	4

前事業年度

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

種類	前事業年度末(平成20年 1月31日)		
	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	352	289	△62

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)

1 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

資産売却先	六本木ホールディング特定目的会社
事業譲渡先	株式会社セントレジャー・オペレーションズ
連結子会社の会社分割後の承継先	株式会社セントレジャー・舞子リゾート

(2) 分離した事業の内容

①札幌後楽園カントリークラブ	(北海道北広島市)
②舞子後楽園スキー場&ホテル	(新潟県南魚沼市)
③馬頭後楽園ゴルフコース&ホテル	(栃木県那珂川町)
④水戸後楽園カントリークラブ	(茨城県城里町)
⑤市原後楽園ゴルフ&スポーツ	(千葉県市原市)
⑥城島後楽園ゆうえんち/ホテル/カントリークラブ	(大分県別府市)

(3) 事業分離の理由

平成18年 9月28日に発表いたしました「今後の経営施策及び財務計画」に沿ってグループ事業再編に向けた抜本的な見直しを進めるなかで、ゴルフ・リゾートを中心とする減損対象事業を譲渡することにより、所期の目的並びに当該事業の将来的な発展が期待できるものと判断いたしました。

(4) 事業分離の日程

平成19年 4月27日	資産売買、事業譲渡及び会社分割契約の締結
平成19年 5月31日	会社分割効力発生日
平成19年 5月31日	資産売買及び事業譲渡契約の実行期日

なお、上記のうち、舞子後楽園スキー場&ホテルに係る資産売買契約につきましては平成19年 8月31日に実行しております。

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

当社及び連結子会社保有の固定資産譲渡及び事業譲渡によるものであります。

また、会社分割につきましては連結子会社株式会社東京ドーム・リゾートオペレーションズのスキー場及びホテル事業に係る権利業務を株式会社セントレジャー・舞子リゾートに継承させる吸収分割となります。

2 会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 580百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産の額 2,296百万円

(主な内訳) 有形固定資産 2,285百万円

無形固定資産 6百万円

負債の額 0百万円

3 当中間会計期間の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 559百万円

営業損失 132百万円

当中間会計期間(自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

1 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

資産売却先 六本木ホールディング特定目的会社

事業譲渡先 株式会社セントレジャー・オペレーションズ

連結子会社の会社分割後の承継先 株式会社セントレジャー・舞子リゾート

(2) 分離した事業の内容

①札幌後楽園カントリークラブ (北海道北広島市)

②舞子後楽園スキー場&ホテル (新潟県南魚沼市)

③馬頭後楽園ゴルフコース&ホテル (栃木県那珂川町)

④水戸後楽園カントリークラブ (茨城県城里町)

⑤市原後楽園ゴルフ&スポーツ (千葉県市原市)

⑥城島後楽園ゆうえんち/ホテル/カントリークラブ (大分県別府市)

(3) 事業分離の理由

平成18年 9月28日に発表いたしました「今後の経営施策及び財務計画」に沿ってグループ事業再編に向けた抜本的な見直しを進めるなかで、ゴルフ・リゾートを中心とする減損対象事業を譲渡することにより、所期の目的並びに当該事業の将来的な発展が期待できるものと判断いたしました。

(4) 事業分離の日程

平成19年 4月27日	資産売買、事業譲渡及び会社分割契約の締結
平成19年 5月31日	会社分割効力発生日
平成19年 5月31日	資産売買(舞子後樂園スキー場&ホテルを除く)及び事業譲渡契約 の実行期日
平成19年 8月31日	資産売買契約の実行期日(舞子後樂園スキー場&ホテル)

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

当社及び連結子会社保有の固定資産譲渡及び事業譲渡によるものであります。

また、会社分割につきましては連結子会社株式会社東京ドーム・リゾートオペレーションズのスキー場及びホテル事業に係る権利業務を株式会社セントレジャー・舞子リゾートに継承させる吸収分割となります。

2 会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 645百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産の額 3,906百万円

(主な内訳) 有形固定資産 3,887百万円

無形固定資産 14百万円

負債の額 0百万円

3 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 559百万円

営業損失 140百万円

(1 株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
<p>1 平成18年12月22日開催の取締役会において、銀行保証付私募債について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>名称 第29回無担保社債 (株式会社三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成19年 9月28日</p> <p>発行総額 50億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年1.39%</p> <p>償還期限 平成24年 9月28日</p> <p>償還条件 平成20年 3月28日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>2 平成19年 2月23日開催の取締役会において、モルガン・スタンレー証券株式会社との間で、当社グループが営むゴルフ・リゾート事業譲渡に関する基本合意書を締結することを決議し、同日、基本合意書を締結いたしました。</p> <p>また、平成19年 4月26日開催の取締役会において、上記合意書に基づき、資産売買契約及び事業譲渡契約を締結することを決議いたしました。</p> <p>なお、企業結合等に関する注記に記載の通り、以下の概要で資産売買を完了しております。</p> <p>(1)分離先企業の名称 資産売却先 六本木ホールディング特定目的会社</p> <p>(2)分離する事業の内容 舞子後楽園 (新潟県 スキー場& 南魚沼市) ホテル</p> <p>(3)事業分離の理由 平成18年 9月28日に発表いたしました「今後の経営施策及び財務計画」に沿ってグループ事業再編に向けた抜本的な見直しを進めるなかで、ゴルフ・リゾートを中心とする減損対象事業を譲渡することにより、所期の目的並びに当該事業の将来的な発展が期待できるものと判断いたしました。</p>	<p>1 平成19年12月19日開催の取締役会において、銀行保証付私募債について決議いたしました。この決議に基づき、以下の社債の発行を実施しております。</p> <p>名称 第31回無担保社債 (株式会社三菱東京UFJ銀行保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成20年 9月30日</p> <p>発行総額 80億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年1.27%</p> <p>償還期限 平成25年 9月末日</p> <p>償還条件 平成22年 3月末日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p> <p>名称 第32回無担保社債 (中央三井信託銀行株式会社保証付及び適格機関投資家限定)</p> <p>発行日 平成20年 9月30日</p> <p>発行総額 76億円</p> <p>発行価額 額面100円につき100円</p> <p>利率 年1.518%</p> <p>償還期限 平成25年 9月末日</p> <p>償還条件 平成22年 3月末日より半年毎均等償還</p> <p>資金使途 運転資金</p>	

前中間会計期間 (自 平成19年 2月 1日 至 平成19年 7月31日)	当中間会計期間 (自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 7月31日)	前事業年度 (自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)
<p>(4) 事業分離の日程 平成19年 4月27日 資産売買契約の締結 平成19年 8月31日 資産売買契約の実行期日</p> <p>(5) 法的形式を含む事業分離の概要 事業分離の一環としての固定資産譲渡となります。</p> <p>(6) 移転損益の金額 事業譲渡益 65百万円</p> <p>(7) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳 資産の額 1,609百万円 (主な内訳) 有形固定資産 1,601百万円 無形固定資産 8百万円</p> <p>(8) 当中間会計期間の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額 事業譲渡は当中間会計期間に完了しておりますので、当該金額は企業結合等に関する注記に含まれております。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第98期(自 平成19年 2月 1日 至 平成20年 1月31日)

平成20年 4月28日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年10月19日

株式会社東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 落合孝彰 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村敦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成19年2月1日から平成20年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年2月1日から平成19年7月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京ドーム及び連結子会社の平成19年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年2月1日から平成19年7月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項4(4)(へ)に記載されている通り、従来、一部の連結子会社を除き役員退職慰労金を支給時に費用として処理していたが、当中間連結会計期間より、会社及び連結子会社は、内規に基づき、当中間連結会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年10月20日

株式会社東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 落 合 孝 彰 ⑨

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 村 敦 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成20年2月1日から平成21年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年2月1日から平成20年7月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京ドーム及び連結子会社の平成20年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年2月1日から平成20年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年10月19日

株式会社東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 落合孝彰 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村敦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成19年2月1日から平成20年1月31日までの第98期事業年度の中間会計期間(平成19年2月1日から平成19年7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京ドームの平成19年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年2月1日から平成19年7月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項4(6)に記載されている通り、従来、役員退職慰労金を支給時に費用として処理していたが、当中間会計期間より、会社は内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年10月20日

株式会社東京ドーム
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 落合孝彰 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村敦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京ドームの平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第99期事業年度の中間会計期間(平成20年2月1日から平成20年7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京ドームの平成20年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年2月1日から平成20年7月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。